

# 上ノ国町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道檜山郡上ノ国町



## 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| <b>1 基本的な事項</b>              | 1  |
| (1) 上ノ国町の概況                  | 1  |
| ① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要      | 1  |
| ② 過疎の状況                      | 2  |
| ③ 社会経済的発展の方向と概要              | 3  |
| (2) 人口及び産業の推移と動向             | 5  |
| (3) 行財政の状況                   | 7  |
| ① 行政の概要                      | 7  |
| ② 財政の状況                      | 8  |
| ③ 施設整備水準の現況と動向               | 9  |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針            | 13 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標         | 13 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項         | 20 |
| (7) 計画期間                     | 20 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合          | 20 |
| <b>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> | 21 |
| (1) 現況と問題点                   | 21 |
| (2) その対策                     | 23 |
| (3) 計画                       | 25 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合         | 26 |
| <b>3 産業の振興</b>               | 27 |
| (1) 現況と問題点                   | 27 |
| (2) その対策                     | 32 |
| (3) 計画                       | 37 |
| (4) 産業振興促進事項                 | 40 |
| ① 産業振興促進区域及び振興すべき業種          | 40 |
| ② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容     | 40 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合         | 40 |
| <b>4 地域における情報化</b>           | 41 |
| (1) 現況と問題点                   | 41 |
| (2) その対策                     | 42 |

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| (3) 計画                               | 43        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 44        |
| <b>5 交通施設の整備、交通手段の確保</b>             | <b>45</b> |
| (1) 現況と問題点                           | 45        |
| (2) その対策                             | 47        |
| (3) 計画                               | 48        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 50        |
| <b>6 生活環境の整備</b>                     | <b>51</b> |
| (1) 現況と問題点                           | 51        |
| (2) その対策                             | 54        |
| (3) 計画                               | 57        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 59        |
| <b>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> | <b>60</b> |
| (1) 現況と問題点                           | 60        |
| (2) その対策                             | 63        |
| (3) 計画                               | 65        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 67        |
| <b>8 医療の確保</b>                       | <b>68</b> |
| (1) 現況と問題点                           | 68        |
| (2) その対策                             | 69        |
| (3) 計画                               | 70        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 71        |
| <b>9 教育の振興</b>                       | <b>72</b> |
| (1) 現況と問題点                           | 72        |
| (2) その対策                             | 74        |
| (3) 計画                               | 77        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                 | 80        |
| <b>10 集落の整備</b>                      | <b>81</b> |
| (1) 現況と問題点                           | 81        |
| (2) その対策                             | 82        |

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| (3) 計画                     | 83        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合       | 84        |
| <b>1 1 地域文化の振興等</b>        | <b>85</b> |
| (1) 現況と問題点                 | 85        |
| (2) その対策                   | 86        |
| (3) 計画                     | 87        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合       | 88        |
| <b>1 2 再生可能エネルギーの利用の推進</b> | <b>89</b> |
| (1) 現況と問題点                 | 89        |
| (2) その対策                   | 90        |
| <b>過疎地域持続的発展特別事業一覧表</b>    | <b>91</b> |



# 上ノ国町過疎地域持続的発展市町村計画

## 1 基本的な事項

### (1) 上ノ国町の概況

#### ① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、渡島半島の南西、檜山振興局管内の最南端にあって、北は江差町、厚沢部町、南は松前町、福島町、東は渡島山地の分水嶺をもって木古内町、知内町と接し、西は日本海に延長約30kmに渡って面しています。

総面積は547.71km<sup>2</sup>で、町土の92%が地下資源と森林資源を包蔵する山地で占められています。平野部は、北部を流れる二級河川天野川、中部を流れる準用河川大安在川、南部の二級河川石崎川流域に形成され、農用地として利用されています。

気候は、北海道では比較的温暖で、年間の平均気温は10.1度程度で日照時間は短く、雨量は6月から10月にかけて多く、風向きは、5月から6月までこの地方特有のヤマセ（南東の風）が吹き、冬期間は北西の季節風が吹き荒れます。初霜は10月下旬、初雪は12月上旬で、12月下旬には根雪になり、積雪量は山間部で130cm、海岸部は40cmと比較的少なく、3月中旬には融雪期を迎えます。

本町の歴史は、旧石器から縄文、続縄文、擦文と続き、中世の激動期には道南の津軽海峡から日本海にかけて「渡党（わたりとう）」の末裔たちの拠点「館（たて）」が点在し、本町の海と川湊を見下ろす台地にも「館」が築かれました。

鎌倉時代の本道（蝦夷ヶ島）は、津軽十三湊（青森県北津軽郡市浦村）を根拠としていた安藤一族の支配下にあって、松前家始祖武田（蛎崎）信廣から5代慶広（文禄2年（1593年））まで、安藤家に臣従の礼を尽くしたと言われています。享徳3年（1454年）に信廣が渡来し道南12館の一つ花沢館の蛎崎季繁の下により、長禄元年春（1457年）アイヌの人々との抗争を経て、地の利と景勝を誇る夷王山の麓に勝山館を築き、道南館主の統制を図りました。永正11年（1514年）2代光廣が180隻の兵船を率いて大館（現松前町）に移るまでの50余年間、上ノ国町は和人地の政治、経済、文化の中心地として日本海北方交易で殷賑（いんしん）を極めたと言われています。

松前に中心が移った後は、勝山城が松前城の副城となって城代が置かれ北海道西海岸の交易の要地として前代にもまして繁栄しました。

近世の松前藩政下では、政治の中心は松前、経済の中心は江差に移り、上ノ国は一時の繁栄は見られませんでしたが、サケ、ニシン、鷹、馬、檜材、砂金といった豊富な天然資源が松前藩の財政を潤すとともに、松前家発祥の地として歴代藩主から尊びあがめられました。

集落は、産業の変遷に伴い、はじめに日本海沿岸に漁村集落が形成され、江戸後期以降は二級河川天野川沿いに農山村集落が展開し、その後消長は見られるものの、現在の集落数は20に及んでいます。

道南の拠点都市・函館市への交通アクセスは、木古内町経由と厚沢部町経由2通り

で、将来的には函館市と江差町を結ぶ高規格幹線道路「函館・江差自動車道」の整備が計画されています。

また、檜山広域圏の拠点町村・江差町とは、一般国道228号を利用し短時間で往来ができ、社会経済的に密接な関連をもっています。

産業別人口は、平成27年で第1次産業が17.2%、第2次産業が28.2%、第3次産業が54.3%となっており、第2次産業の中でも建設業就業者が69.2%（421人）と多く、公共事業などに依存している傾向を物語っています。

産業は、江戸後期以前は、ニシンなどの豊富な魚介類を中心にヒノキ伐採や炭焼きなどが営まれ、江戸後期になって水田耕作が進められましたが農業従事者の多くが漁業出身者であるため、農業は明治後半になんでも進歩の跡は見られませんでした。

戦後は、食糧難による増産体制の下、水田開発も進み農業就業者も増大しましたが、我が国の工業化の進展に伴い離農も進み、また、経済水域200海里の設定や漁業資源の減少などによる漁船漁業の衰退、伐採などによる森林資源の枯渇によって、農林漁業は長期低迷傾向が続いている。

また、昭和初期に開発されたマンガン鉱山は、戦後も引き継がれ活況を呈していましたが、海外依存の高まりや円高などの影響を受け、鉱山は全て閉山となりました。

## ② 過疎の状況

本町の人口のピークは、昭和35年で14,674人を数え、平成27年には4,876人で66.8%の減少率となっています。

近年の人口推計を見ると平成22年の5,428人から552人減少し、一貫して減少傾向となっており、今後もこの傾向は続くと推計されています。

これは、昭和30年代後半から40年代にかけての高度成長期における農林漁業者の挙家離村を主因とし、円高の外圧に伴う鉱山の閉山による離職、これに変わる有力な地場産業がないこと、さらには中卒・高卒者を含む若者の町外流出や、少子化による出生率減などが拍車をかけています。

また、最近は超高齢社会の到来と相まって死亡が出生を上回る自然減少の状況が続いている。

このため、農山漁村を中心に地域社会の生活条件や社会条件などの基礎的条件の維持が困難になりつつ、地域生活共同体としての活力が減退している状況にあります。

## ○ これまでの過疎法に基づく対策と現状課題

これまで、産業の振興、交通・情報通信等の整備、生活環境の整備、子育て環境の充実、高齢者等の保健福祉の向上を目的として各種事業を展開し、特に人口流出防止のため、地場産業の振興や企業誘致、定住促進対策のほか、交流人口や関係人口の拡大に努めてきましたが、産業経済基盤や雇用構造が脆弱であるため、依然として人口減少が続いている。

近年、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、生活の安全・安心の確保に対する意識の高まり、環境意識の高まり、情報化社会の進展、グローバル化の進展、地方分権・地域主義の進展と協働など時代の潮流は大きく変化しており、本町もこれ

らの時代の潮流を的確に捉え、これまでの事業の成果や課題を検証し、今後の社会情勢の変化に対応できるよう、住民との協働による持続可能なまちづくりを推進していくことが重要となっています。

### ○ 今後の見通し

今後の過疎対策は、時代の潮流を的確に捉え、住民との協働による持続可能なまちづくりを推進し、周辺地域との間で事業の連携や調整を図りつつ、広域的に取り組むことが重要です。

担い手の確保・育成や基盤整備の促進、地域特性を生かした高付加価値産業の振興と、本町の基幹産業である農林漁業の振興を図りながら、地域特性を生かした風力等の新エネルギーの導入促進等、時代に即した支援施策を積極的に推進する必要があります。

また、豊かな自然環境の保全や美しい景観の保持・創出、さらには生活環境施設整備や地域間交流を促進するとともに、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実、高齢社会に対応した保健医療施設の充実を図ることにより、住民福祉の向上や定住の促進など、少子高齢化と人口減少社会を迎える中であっても持続可能な地域社会の形成につながるものと見られます。

しかしながら、本町の脆弱な産業経済及び雇用情勢の現状から町税等の増収は期待できず、今後も人口減少と生産年齢人口の減少は続くものと想定され、歳入の約4割を占める地方交付税においても、国の「三位一体改革」や「地方分権」という大きな変革の流れの中で、地方交付税制度改革の動向によっては、さらなる削減が行われる可能性もあることから、依然として厳しい財政状況にあります。

国においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「まち・ひと・しごと創生基本指針2020版」を策定し、地方創生の目指すべき将来として『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と『「東京圏への一極集中」の是正』と共に目指すことを掲げており、本町においても、今後は地域特性を生かした施策を推進することにより、持続可能な地域社会を創生できるよう過疎対策に取り組む必要があります。

### ③ 社会経済的方向と概要

本町の産業構造は、昭和35年の最盛期には農林漁業を基幹産業とし、マンガン鉱山などの開発による鉱業就労者などによって支えられてきましたが、現在は鉱山の閉山と関連企業の衰退をはじめ基幹産業である農林漁業においては、従事者の高齢化、後継者不足が急激に進み、特に漁業では漁獲量の減少など依然として厳しい状況に置かれています。そのため、農業分野では振興作物のブランド化を進め、漁業では種苗生産や放流に転換を図りつつ、漁場整備や藻場環境の保全に取り組み、「つくり育てる漁業」を推進していく必要があります。

また、本町は渡島半島の南西部に位置し、檜山管内の最南端にあって、東京方面や札幌近郊へのアクセスも悪く、道南の中核都市・函館市へのアクセスも決して良いとはいはず、社会経済的に不利な条件下にあるといえます。さらに町土を占める林野率

の高さ、林野に占める民有林率の低さ、日本海の生産力の低さなど経済的な観点から見た立地特性も決して良いとはいえません。

北海道総合計画では、「人口減少と高齢化の急速な進行」、「経済成長の動向」、「グローバル化と高度情報化の更なる進展」、「地域環境問題の深刻化と資源・エネルギー事情の変化」、「大規模自然災害リスクの高まり」、「都市部への人口集中と地方の過疎化の進行」の6項目を時代の潮流として掲げています。

今後の社会経済的発展方向は、本町の持続可能なまちづくりの推進を図るため、基幹産業である農林漁業の振興をはじめ、地域特性を生かした高付加価値産業の振興、風力等の新エネルギーの導入促進等の振興対策を推進していくことが課題となります。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、国勢調査によると、昭和35年の14,674人から、平成27年には4,876人と、55年間で9,798人、66.8%減少したことになります。

昭和35年と昭和50年の人口を比較しますと△38.6%となっており、その後、減少傾向は一時鈍化したものの、円高不況によるマンガン鉱山の閉山と関連企業の衰退により、昭和50年から平成2年では△14.0%となっています。

平成2年から平成17年の15年間においては、平成3年からはじまった、ふるさと定住促進対策の功も奏し、減少率は一時鈍化傾向を示しましたが、当時建設が進められていた上ノ国ダムの完成に伴う建設関連企業の撤退などにより、17.2%の減少率となっています。

平成17年から平成27年の10年間では△24.0%となっており、少子高齢化の流れに一層の拍車がかかり、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。

人口の将来推計については、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した推計によると、本町の人口はさらに減少傾向が続き、2060年には1,190人まで減少するとされており、2010年から△78.1%となっています。

本町が平成28年3月に策定した「上ノ国町人口ビジョン」においても、2060年には2,155人まで減少し、2010年と比較すると△60.3%と推計されています。

18歳以下の医療費の無償化、町立保育所の保育料の無償化、学校給食費の無償化などの子育て制度の充実や移住・定住促進の取り組みなど、人口減少を緩やかにする施策を実施することで、本町の人口ビジョンの水準には達していないものの、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計よりも、わずかながら総人口は多くなっている状況にあります。

年齢階層別に見ると、0歳から14歳までの若年人口は昭和35年の5,967人から年々減少を続け、昭和50年には2,701人、平成2年には1,398人、平成17年には865人、平成27年には506人となっており、今後の人口推計においても、この傾向は続くと推計されています。

一方、65歳以上の人団は、昭和35年には628人でしたが、昭和50年には762人、平成2年には1,320人、平成17年には1,888人、平成27年には1,943人となり全体に占める割合も昭和35年の4.3%から、昭和50年には8.5%、平成2年には17.0%、平成17年には29.4%、平成27年には39.8%と全道、全国の平均値を大幅に上回り、これまでの状況をはるかに超えた超高齢社会を迎える、出生率の低下から少子化も急速に進行しています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

| 区分               | 昭和35年       |            | 昭和50年      |            | 平成2年       |            | 平成17年      |            | 平成27年      |    |
|------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----|
|                  | 実数          | 実数         | 増減率        | 実数         | 増減率        | 実数         | 増減率        | 実数         | 増減率        | 実数 |
| 総 数              | 人<br>14,674 | 人<br>9,013 | %<br>△38.6 | 人<br>7,747 | %<br>△14.0 | 人<br>6,417 | %<br>△17.2 | 人<br>4,876 | %<br>△24.0 |    |
| 0歳～14歳           | 5,967       | 2,701      | △54.7      | 1,398      | △48.2      | 865        | △38.1      | 506        | △41.5      |    |
| 15歳～64歳          | 8,079       | 5,550      | △31.3      | 5,029      | △9.4       | 3,664      | △27.1      | 2,427      | △33.8      |    |
| うち15歳～<br>29歳(a) | 3,558       | 1,569      | △55.9      | 1,183      | △24.6      | 795        | △32.8      | 376        | △52.7      |    |
| 65歳以上(b)         | 628         | 762        | 21.3       | 1,320      | 73.2       | 1,888      | 43.0       | 1,943      | 2.9        |    |
| (a)／総数<br>若年者比率  | 24.2        | 17.4       |            | 15.3       |            | 12.4       |            | 7.7        |            |    |
| (b)／総数<br>高齢者比率  | 4.3         | 8.5        |            | 17.0       |            | 29.4       |            | 39.8       |            |    |

表1-1(2) 人口の見通し（平成28年3月策定「上ノ国町人口ビジョン」）  
(町独自推計)

| 区分                 | 2010年    |           | 2020年    |          | 2030年    |           | 2040年    |           | 2050年    |           | 2060年    |           |
|--------------------|----------|-----------|----------|----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
|                    | 人口       | 構成比       | 人口       | 構成比      | 人口       | 構成比       | 人口       | 構成比       | 人口       | 構成比       | 人口       | 構成比       |
| 若年人口<br>(0～14歳)    | 人<br>625 | %<br>11.5 | 人<br>450 | %<br>9.8 | 人<br>411 | %<br>10.8 | 人<br>397 | %<br>12.7 | 人<br>380 | %<br>14.8 | 人<br>314 | %<br>14.6 |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 2,962    | 54.6      | 2,231    | 48.6     | 1,744    | 46.0      | 1,407    | 45.2      | 1,194    | 46.4      | 1,139    | 52.8      |
| 高齢者人口<br>(65歳以上)   | 1,841    | 33.9      | 1,913    | 41.6     | 1,639    | 43.2      | 1,311    | 42.1      | 999      | 38.8      | 702      | 32.6      |
| 総人口                | 5,428    | 100.0     | 4,594    | 100.0    | 3,794    | 100.0     | 3,115    | 100.0     | 2,573    | 100.0     | 2,155    | 100.0     |

(国立社会保障・人口問題研究所推計【平成25年3月公表】)

| 区分                 | 2010年    |           | 2020年    |          | 2030年    |          | 2040年    |          | 2050年    |          | 2060年   |          |
|--------------------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|
|                    | 人口       | 構成比       | 人口       | 構成比      | 人口       | 構成比      | 人口       | 構成比      | 人口       | 構成比      | 人口      | 構成比      |
| 若年人口<br>(0～14歳)    | 人<br>625 | %<br>11.5 | 人<br>326 | %<br>7.6 | 人<br>216 | %<br>6.6 | 人<br>155 | %<br>6.5 | 人<br>114 | %<br>6.7 | 人<br>70 | %<br>5.9 |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 2,962    | 54.6      | 2,055    | 47.9     | 1,433    | 43.6     | 972      | 40.3     | 663      | 38.7     | 517     | 43.4     |
| 高齢者人口<br>(65歳以上)   | 1,841    | 33.9      | 1,913    | 44.5     | 1,634    | 49.8     | 1,282    | 53.2     | 934      | 54.6     | 603     | 50.7     |
| 総人口                | 5,428    | 100.0     | 4,294    | 100.0    | 3,283    | 100.0    | 2,409    | 100.0    | 1,711    | 100.0    | 1,190   | 100.0    |

本町の産業構造を産業別就業人口で見てみると、就業者総数は、昭和35年の最盛期には6,000人を数えていましたが、昭和50年には3,767人、平成2年には3,434人、平成27年には2,154人と最盛期の約60%にまで減少しています。

就業人口比率では、第1次産業では、昭和35年に62.3%を占めていましたが、平成2年には23.9%、平成27年には17.2%と激減している反面、第2次産業が22.6%から28.2%に上昇し、第3次産業は15.1%から54.3%と大きく上昇しています。

本町の基幹産業である農林漁業は、従事者の高齢化、後継者不足が急激に進み、特

に漁業では漁獲量の減少など依然として厳しい状況に置かれています。そのため、農業分野では振興作物のブランド化を進め、漁業では種苗生産や放流に転換を図りつつ、漁場整備や藻場環境の保全に取り組み、継続して「つくり育てる漁業」を推進することが必要であります。

これに比べ建設業、製造業などの第2次産業はほぼ横ばいで推移してきましたが、公共事業などに依存している傾向が強い本町の建設業にあっては、景気の低迷などに左右されることから、先行き不透明な状況が続いています。

第3次産業については、コンビニエンスストアなどの進出や、近隣町への買物客の流出により、駅前地区商店街が衰退しつつあり、また、小規模な小売店も減少し、各種サービス業も経営規模が小さく、環境の整備やサービス向上による顧客の定着化が課題となっています。

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

| 区分              | 昭和35年 |       | 昭和50年 |            | 平成2年  |           | 平成17年 |            | 平成27年 |            |
|-----------------|-------|-------|-------|------------|-------|-----------|-------|------------|-------|------------|
|                 | 実数    | 人     | 実数    | 増減率        | 実数    | 増減率       | 実数    | 増減率        | 実数    | 増減率        |
| 総 数             | 6,059 | 人     | 3,767 | %<br>△37.8 | 3,434 | %<br>△8.8 | 2,710 | %<br>△21.1 | 2,154 | %<br>△20.5 |
| 第1次産業<br>就業人口比率 | 62.3% | 34.6% |       |            | 23.9% |           | 17.1% |            | 17.2% |            |
| 第2次産業<br>就業人口比率 | 22.6% | 36.7% |       |            | 39.9% |           | 31.2% |            | 28.2% |            |
| 第3次産業<br>就業人口比率 | 15.1% | 28.6% |       |            | 36.2% |           | 51.6% |            | 54.3% |            |
| 分類不能率           | 0.0%  | 0.1%  |       |            | 0.0%  |           | 0.1%  |            | 0.3%  |            |

### (3) 行財政の状況

#### ① 行政の概要

本町は、明治35年2級町村制の施行により上ノ国村、大留村、北村、木ノ子村、汐吹村、石崎村、小砂子村が合わせて上ノ国村となり、昭和42年3月1日町制施行により上ノ国町となりました。

昭和48年に公法人として土地開発公社を設立し、平成2年には本町の観光振興のため、株式会社上ノ国町観光振興公社を設立しました。

広域行政については、社会経済生活圏の拡大に伴い、檜山管内10町共同で、昭和46年に檜山地区広域圏振興協議会、昭和49年には檜山広域消防組合の一部事務組合を発足させ、共同処理をしてきましたが、平成2年にそれらの一部を解消し、観光振興及び物産宣伝の業務を併せ持つ、檜山広域行政組合として再発足させています。

広域共同事業における物産販売事業を促進するため同組合や金融機関などが出資し、株式会社檜山観光物産公社を同年に設立しましたが、年々売上高が減少し、累積欠損

金が膨らむ状況となったことから、平成20年度をもって解散整理することとなりました。

また、昭和47年に檜山管内10町をもって檜山広域市町村圏に指定され、平成2年には檜山ふるさと市町村圏に指定替えとなりましたが、広域行政圏における国の施策が社会経済構造の変化とともに役割が終わったとして関係要綱が廃止されたことから、「檜山ふるさと市町圏」についても平成20年度末をもって廃止することとなりました。

昭和44年には南部5町（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町（熊石地区））で構成された南部檜山衛生処理組合においてゴミ、し尿の共同処理を開始しています。昭和45年には南部3町（江差町、上ノ国町、厚沢部町）で構成する江差町ほか2町学校給食組合を発足させ給食の業務を行っていましたが、平成29年7月31日をもって厚沢部町が脱退したことに伴い、平成29年8月1日より江差町・上ノ国町学校給食組合へ再編されました。

過疎地域指定状況については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が時限立法として制定されて以来、指定を受け、これまで4次にわたり過疎対策のための特別措置法を活用した振興対策を講じています。また、各種振興法による地域指定については、昭和43年山村振興地域に指定され、昭和47年には工業再配置促進法、農業振興地域の整備に関する法律の地域指定を受け、昭和49年農村地域工業導入促進法に基づく地域指定を受けています。昭和61年には半島振興対策実施地域に指定され、平成2年には地域経済自立化対策の一環として新地域経済活性化対策推進地域の指定を受けています。なお、現在辺地の指定も受けしており、その対象地区は小砂子地区となっています。

## ② 財政の状況

令和元年度の歳入については、一般財源において平成22年度の3,144,679千円から3,093,802千円と1.6%の減少を示しており、自己財源である町税は433,616千円で、歳入総額に占める割合は、7.5%にすぎず、地方交付税や地方債に依存しています。

歳出については、人件費・扶助費などの義務的経費が平成27年度の1,618,889千円から1,647,943千円と1.8%増加し、投資的経費の歳出総額に占める割合も平成22年度で16.5%、平成27年度で18.4%、令和元年度で23.4%と増加しています。

本町の財政の状況は、早期健全化基準を下回っているものの、今後もこの傾向が続くかは不透明な状況であり、さらには財政負担が予測される公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、長期的な視点をもって計画的な管理運営を行うことで、地方債の発行を抑えつつ、財政の健全化を図る必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じつつ、社会経済活動を引き上げていく中で、現在も極めて厳しい経済状況となっており、町の財政にも大きな影響を及ぼす可能性があることから、今後の経済・財政の動向を注視し、適切に対応していくことが重要であります。

町の行財政においても、行財政運営に一層の厳しさを加え、積極的な業務改善に取り組むとともに、財政健全化の取り組みを継続しつつ、第6次上ノ国町総合計画及び上ノ国町創生総合戦略で掲げた目標を達成できるように推進し、持続可能な地域社会

を創生できるよう取り組む必要があります。

表1－2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

| 区分          |         | 平成22年度    | 平成27年度    | 令和元年度     |
|-------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額        | A       | 4,777,793 | 5,447,300 | 5,802,168 |
| 一般財源        |         | 3,144,679 | 3,278,662 | 3,093,802 |
| 国庫支出金       |         | 300,111   | 397,846   | 262,676   |
| 都道府県支出金     |         | 206,469   | 245,763   | 422,250   |
| 地方債         |         | 417,144   | 644,827   | 809,948   |
| うち過疎対策事業債   |         | 110,789   | 456,100   | 474,400   |
| その他         |         | 709,390   | 880,202   | 1,213,492 |
| 歳出総額        | B       | 4,548,589 | 5,045,796 | 5,688,505 |
| 義務的経費       |         | 1,743,461 | 1,618,889 | 1,647,943 |
| 投資的経費       |         | 749,107   | 927,701   | 1,330,890 |
| うち普通建設事業    |         | 742,238   | 927,701   | 1,330,890 |
| その他         |         | 2,056,021 | 2,499,206 | 2,709,672 |
| 過疎対策事業費     |         | 1,413,314 | 1,011,636 | 1,159,374 |
| 歳入歳出差引額     | C (A-B) | 229,204   | 401,504   | 113,663   |
| 翌年度へ繰越すべき財源 | D       | 96,371    | 43,527    | 7,638     |
| 実質収支        | C-D     | 132,833   | 357,977   | 106,025   |
| 財政力指数       |         | 0.14      | 0.13      | 0.17      |
| 公債費負担比率     |         | 19.3      | 14.6      | 14.0      |
| 実質公債費比率     |         | —         | —         | 6.1       |
| 起債制限比率      |         | 5.9       | 1.8       | —         |
| 経常収支比率      |         | 74.2      | 67.9      | 84.0      |
| 将来負担比率      |         | —         | —         | 0         |
| 地方債現在高      |         | 5,610,748 | 5,171,153 | 7,178,307 |

### ③ 施設整備水準の現況と動向

#### ア 交通通信体系

本町を南北に縦断する一般国道228号は改良整備などの大規模な改良事業はほぼ完了していますが、平成29年2月に北海道が公表した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」で、本町のほか、近隣町にかけて多くが浸水するものと想定されており、災害対策としても、高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・

江差間」の早期事業着手を引き続き要望していく必要があります。令和元年10月には、国道228号・道道5号・町道が複雑に交わり交差形状に起因した交通事故が発生していた交差点において、北海道初となるラウンドアバウト（環状交差点）が運用を開始し、安全かつ円滑な交通の確保と利便性の向上が図られ、停電時の交通障害も解消されました。

道道は石崎・松前線と江差・木古内線、館町・福島線の3路線があるが、石崎・松前線は交通量が少なく大部分が林道規格で、整備計画を持っていない状況にあります。

また、江差・木古内線は着々と改良工事が進められており、市街地の改良はほぼ完了していますが、本町から木古内町までの区間において、交通隘路区間や線形改良の必要な区間が多数あり、冬期間の吹雪による視界不良箇所の改良など、道路施設の整備充実が喫緊の課題であります。北海道新幹線を活用した広域観光や農林水産物の迅速な輸送、また、自然災害に強い道路の構築、さらには交通安全対策などに必要な道路整備について、引き続き要望していく必要があります。

一方、館町・福島線は費用対効果の観点から、平成16年度において事業評価による見直しがされ、事業中止となっています。

町道の整備については、市街地区域の道路は、おおむね整備されてきましたが、改良済み路線も年数が経過し2次改良が必要となっています。しかし、補助事業としての採択も厳しく、道路本体工事費より補償費の占める割合が多くなることが予想されるなど財源の確保が必要となっています。また、高波による道路決壊により、町道扇石木ノ子線が長期通行止めとなっており、早急に復旧工事を実施とともに、今後の大規模災害等に備え、自然災害に強い道路の構築や安全対策に必要な道路整備を進めていく必要があります。

本町では、気象情報や災害時の避難情報、行政情報などを無線放送で住民に連絡する防災行政無線を平成6年度より開局していますが、電波法施行規則及び無線設備規則等の改正により、令和元年度、令和2年度の2箇年をかけてデジタル防災行政無線機の整備事業を実施しました。町内の全世帯や公共施設の戸別受信機のほか、屋外拡声器26基を更新し、情報の伝達を行っています。

また、平成23年度には光ケーブル網の整備を進め、町内全域で高速ブロードバンドが利用可能となっています。

#### イ 生活環境

公営住宅は昭和29年度から逐次計画的に整備されてきており、令和2年度時点では団地数は9団地、管理戸数は287戸（公営住宅275戸・特定公共賃貸住宅12戸）を有していますが、老朽化が激しく維持補修費が増大しています。平成14年度に公営住宅ストック総合活用計画、平成22年度に公営住宅再生計画、平成27年度に公共施設等総合管理計画を策定し、公営住宅ストックの長寿命化、ライフサイクルコストの縮減、ストックの有効活用など、計画的に整備を行ってきました。令和2年度には、人口減少、少子高齢化の進展などの社会環境の変化や国の策定指針の改定等に対応するため、公営住宅等長寿命化計画を策定し、現状に即した効率的な公営住宅の維持管理や改善、建替え又は用途廃止等を計画的に実施していく必要があります。

す。

ゴミ及びし尿の収集処理は南部5町（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町（熊石地区））で組織する南部檜山衛生処理組合で共同処理しています。平成8年度にゴミの分別収集と有料化が実施され、し尿処理については、下水道の普及により年々減少しているものの、水洗化工事には多額な費用がかかることから高齢者世帯などの普及向上は難しいため、当分の間、し尿収集車に依存しなければならない状況にあります。

本町の水道施設は5箇所あり、一部を除く町内全地区において公共水道が整備されており、水道普及率は92.6%となっています。平成29年度に上水道事業を簡易水道事業に統合し、以後一体的運営による経営基盤の強化に努めていますが、水道施設の老朽化が進んでおり、水質の安全及び安定供給の確保を図るため、計画的に更新する必要があります。

本町の下水道事業については、上ノ国地区を特定環境保全公共下水道事業、汐吹地区を漁業集落環境整備事業として、それぞれ平成10年度に整備計画を策定し、平成15年から一部供用開始されていますが、下水道加入率は依然として低く推移している状況にあることから、加入率向上に向けたさらなる取り組みを実施するとともに、老朽化した下水道施設についても、計画的に更新する必要があります。

また、下水道事業計画区域外の地区については、平成22年に上ノ国町生活排水処理基本計画を策定し、合併処理浄化槽整備事業を推進しています。合併処理浄化槽の設置を推進することにより、生活排水による公共用水域における生活環境の悪化に対応しています。

#### ウ 高齢者・児童福祉

町内には、町立保育所が2箇所開設されていましたが、施設の老朽化や入所児童数の減少から、令和3年度に統合しました。令和2年度には、保育所、放課後児童クラブ、子ども発達支援センターを兼ね備えた子ども支援センターが新設され、子育て施策の連携及び子育て環境の充実が図られました。今後はさらに入所児童は減少傾向にあることから、効率的な運営を図っていくとともに、乳児保育や障がい児保育、保育時間の延長など多様化する保育ニーズの提供体制に対応していくことが必要になります。また、親の就労など、昼間保護者のいない子どもの健全育成を図るため、放課後児童育成対策を推進していく環境づくりが必要あります。

また、老人福祉施設は特別養護老人ホーム（定員50人）1施設、デイサービスセンター1施設、グループホーム2施設、総合福祉センター1施設で、平成15年4月には高齢者等健康づくり総合交流センター、平成18年4月からは地域包括支援センターを開設しました。今後は、高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、在宅生活の支援の充実や社会参加の促進とともに、将来を見据えた地域包括ケアシステムの深化と充実に向けて、保健医療・福祉などの関係機関・団体と連携して事業を展開していく必要があります。

#### エ 保健医療

本町の医療施設として、一般診療所2施設、歯科診療所2施設が設置されていま

すが、診療科目が少ないため江差町や函館市で受診している状況であります。

生涯保健事業として、母子、乳幼児、児童生徒、成人、高齢者に対し健康診断、各種検診、予防接種、健康教育、健康相談、保健指導等を実施するとともに、受診率向上のための健康ポイント事業、各種予防接種や脳ドック費用の支援、少子化対策のための不妊治療費用の支援などを実施しています。また、事後指導の実施など、機能回復に力点を置き事業を推進していますが、精密検査の受診率が低く、事後指導についても生活習慣病の予防に結びついていない状況にあることから、医療、福祉、教育分野などの連携により保健事業を進めていく必要があります。

#### 才 教育文化

学校施設は、小学校3校、中学校1校、高等学校1校であり、中学校については平成13年4月に町内のすべての統合が完了しました。また、令和3年度には、小学校1校を統合し、2校となる予定であります。

社会教育施設は、体育館の老朽化により建設が進められていたスポーツセンターが平成30年度に完成し、そのほか野球場1箇所、スキー場1箇所、水泳プール2箇所、ゲートボール場1箇所、パークゴルフ場1箇所が整備されています。

文化財施設は、旧篠浪家住宅、勝山館跡ガイダンス施設などが整備されており、貴重な歴史遺産を有するまちとして、文化財や伝統文化の保護と活用に努め、地域文化を次世代へ継承し、文化・芸術活動の振興や交流活動の促進に努めるなど、人づくりへの取り組みや地域文化の一層の振興を進めていく必要があります。

また、令和2年6月には、江差町と自治体間連携協力に関する協定を締結し、公共施設の相互利用や地域協働事業を実施していくこととなりました。この協定により社会教育施設及び文化財施設が両町の定める利用基準でお互いに利用できることとなり、今後は、両町が抱える地域課題への対応や地域交流の活性化に向け、各種取り組みを実施することとなります。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区分                | 分   | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 令和元年度末 |
|-------------------|-----|---------|--------|---------|---------|--------|
| 市町村道              |     |         |        |         |         |        |
| 改良率               | (%) | 25.9    | 60.9   | 67.6    | 70.4    | 71.7   |
| 舗装率               | (%) | 17.0    | 37.4   | 47.6    | 51.1    | 52.4   |
| 農道                |     |         |        |         |         |        |
| 延長                | (m) | 20,956  | 20,379 | 19,377  | 17,490  | 14,416 |
| 耕地1ha当たり農道延長      | (m) | 19.1    | 15.7   | 13.1    | 16.7    | 14.3   |
| 林道                |     |         |        |         |         |        |
| 延長                | (m) | 3,683   | 9,736  | 28,165  | 29,055  | 29,055 |
| 林野1ha当たり林道延長      | (m) | 7.5     | 8.3    | 10.1    | 8.2     | 8.2    |
| 水道普及率             | (%) | 71.6    | 82.8   | 90.9    | 91.6    | 92.6   |
| 水洗化率              | (%) | 0.4     | 1.1    | 1.9     | 49.6    | 59.0   |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 | (床) | 3.1     | 4.8    | 5.1     | 6.4     | 8.2    |

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、産業の振興、交通・情報通信等の整備、生活環境の整備、子育て環境の充実、高齢者等の保健福祉の向上などの各種事業を展開し、地域の活性化や自立促進を図ることを目的に、これまで様々な過疎対策を講じてきたところであり、交通・情報通信、生活環境、社会教育等の公共施設の整備に一定の成果が挙げられたものと評価しています。

しかしながら、こうした取り組みを実施してもなお、人口減少や高齢者比率の上昇、若年者比率の低下に歯止めがかからず、基幹産業である農林漁業の担い手不足など、幅広い分野において様々な課題が深刻化しています。

このため、過疎地域の厳しい現状と時代の変化を的確に捉え、産業基盤の整備促進や地域特性を生かした高付加価値産業の振興、風力等の新エネルギーの導入、豊かな自然環境の保全や美しい景観の保持・創出、さらには安心して子どもを産み育てられる環境の充実や高齢社会に対応した保健医療の充実など、人口減少社会を迎える中で持続可能な地域社会の形成に努めるものとします。

また、地域から積極的な情報発信をすることにより、移住・定住や地域間交流の促進を図るとともに、歴史遺産を有するまちとして、文化財や伝統文化の保護と活用に努め、人づくりへの取り組みや地域文化の一層の振興を推進する必要があります。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

### ① 創意工夫で地域の活力を起こす産業交流のまち

#### ア 基本目標（数値目標）

- 町内産業総売上高 133億円（平成28年度総売上高を維持）
- 人口社会減の抑制 5年間で60人

#### イ 主な目標と施策の執行方針

創意工夫で地域の活力を起こす産業交流のまちについては、農林水産業は、生産基盤の整備と生産物のブランド化や高付加価値化を図るとともに、多面的な機能を生かし、「農」、「林」、「水産」が地域資源と連携した新しい実り豊かな産業へと発展を図ります。そのために、所得及び生産効率の向上への取り組みと地方創生の基盤をなす人材育成の観点から、後継者の育成を図ります。

雇用と生活の安定に寄与してきた地場産業は、広域的・総合的な視点に立って、町内企業等との連携や企業版ふるさと納税制度等を活用し、企業等とパートナーシップを結ぶなど、知恵と工夫により新たな枠組みを構築して振興を図ることで、関係人口及び交流人口の拡大を進め、移住・定住促進につなげます。

また、歴史に裏付けされた地域資源を見直し、各地域の豊かな自然・産業を観光資源として総合的に活用し、観光のメニューづくりを進めます。

さらに、温泉熱や風力発電等の地域特性を生かした新エネルギーの有効活用を図ります。

## ウ 主な施策

### (農林業の振興)

地域の特性を生かした作物の産地化を推進し、付加価値の高い農産品づくりに取り組むとともに、農地の集団化など効率的な利用を図り、担い手の確保と育成、生産基盤の整備等を進め、多面的機能を發揮する持続可能な農業を目指します。

また、持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため、計画的な森林整備の推進及び保全に努めます。

- ・農業生産基盤の充実
- ・担い手育成・確保
- ・高付加価値化等の推進
- ・スマート農業の取組
- ・畜産の振興
- ・林業生産基盤の整備
- ・計画的な森林施業の促進
- ・森林の総合的利用

### (水産業の振興)

活力ある水産業の確立に向けて、漁業基盤の整備や栽培漁業の推進、地域の水産物のブランド化を推進します。

- ・漁業基盤の整備
- ・水産資源の確保
- ・地場水産物のブランド化の推進
- ・担い手の育成・確保

### (商工業の振興)

時代に対応した地域産業の振興と地域の活力を生むまちづくりの一環として、商工会と連携し、魅力ある商工業環境づくりを進め、商工業の活性化を図ります。また、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致を進めるとともに、既存企業の体質強化を目指します。

- ・商工業活動への支援
- ・特産品開発への支援
- ・新産業創出等への支援

### (観光の振興)

交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取り組みを一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

- ・観光団体の育成・支援
- ・PR活動の推進
- ・広域観光体制の充実
- ・関係人口（交流人口）の拡大

### (雇用・労働・移住対策の充実)

すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに向け、雇用機会の確保及

び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

- ・雇用機会の確保と勤労者福祉の充実
- ・移住・定住・新規就業の支援

(新エネルギーの導入促進)

温泉熱や風力等、町の特性を生かした新エネルギーを有効に活用するとともに、新たな利点を有するエネルギー開発の検討と研究に努めます。

- ・新エネルギーの活用

② だれもが生涯健やかに自分らしく暮らせるまち

ア 基本目標（数値目標）

- 出生数 5年間平均 年30人
- 合計特殊出生率 5年後に1.60%

イ 主な目標と施策の執行方針

だれもが生涯健やかに自分らしく暮らせるまちについては、少子高齢化や人生100年時代を迎えて、保健・医療・福祉のさらなる連携や、地域のネットワークの活用を図ることで、住み慣れた地域でだれもが生涯健やかに自分らしく暮らせるとのできる地域共生社会づくりの構築を目指します。

また、地域医療や救急医療体制の整備の他、健康寿命を延伸するため、住民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、疾病を予防する一次予防を継続的に取り組みます。

さらに、地域ぐるみでの子育て支援体制づくりを進め、安心して子どもを出産・育てられる環境をさらに充実させます。

これらの取り組みにより、子育て世代、高齢者や障がい者、外国人等多様性を認め合い、誰もが活躍できるまちづくりを目指します。

ウ 主な施策

(健康づくりの推進)

すべての住民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、検診や各種保健事業の充実とともに、地域・行政・医療機関などが連携した健康に関する教育・指導・相談等の体制を整え、住民が主体となる健康づくりを推進します。

- ・健康づくり意識の高揚
- ・特定健康診査と各種検診の充実
- ・母子保健の推進

(地域医療の充実)

医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、医療機関と連携した医療体制の充実を図ります。

- ・地域医療体制の充実
- ・救急医療の充実

(子育て支援の充実)

保育サービスの充実をはじめ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取

り組むとともに、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高めるよう努めます。

- ・子育て支援の充実
- ・保育サービスの充実

(高齢者福祉の充実)

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を推進するとともに、高齢者的人格と個性が尊重され、ともに支え合う地域づくりを推進します。

- ・介護予防・啓発活動の推進
- ・要介護者等への支援の推進
- ・生きがいづくりの推進

(障がい者福祉の充実)

障がい者が住み慣れた地域で、その能力や適性に応じた地域社会の一員として自立した生活ができるよう、障がい福祉サービスの定着を図るとともに、同じ社会の構成員として互いに理解し支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を推進します。

- ・障がい者支援の推進
- ・子ども発達支援の充実
- ・啓発活動等の推進

(地域福祉の充実)

住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに向けて、ボランティア団体等との連携を持ち、地域も交えた福祉の向上に努めます。

- ・地域福祉の推進
- ・権利擁護の推進

### ③ 自然と共生しみんなで創るゆとりある安心安全のまち

ア 基本目標（数値目標）

- 町有財産の利活用 5年間で2件
- CO<sub>2</sub>排出量の削減 5年間で12.4%減

イ 主な目標と施策の執行方針

自然と共生しみんなで創るゆとりある安心安全のまちについては、人々の身近な生活空間に自然が満ちあふれ、その自然や緑を背景とした美しい街なみを整備するとともに、地球温暖化物質等の排出抑制、資源やエネルギーの有効利用等を通して、自然環境に調和した持続可能な循環型社会を構築し、人と自然が将来にわたって共生するまちを目指します。

また、風水害や地震等の自然災害から住民を守るために、安心安全に生活できるまちを目指します。

さらに、複雑多様化する住民の生活ニーズに対応した町中心部の活性化、町内の各地域間を結ぶ国道・道道等の広域幹線道路とのバランスのとれた道路のネットワーク化及び高度情報化社会に対応した情報基盤の整備等を図り、すべての人にやさ

しく安心安全で快適な生活環境が整ったまちを目指します。

このように、住民と行政が信頼関係を築いた上で、一体となって取り組む“協働”的の視点に重点を置いてまちづくりを進めます。

#### ウ 主な施策

##### (防災対策の推進)

自然災害による被害の防止・縮小、強靭な地域づくりを推進し、安全確保に向けた地域防災の体制強化、海岸・河川の保全、治山事業の推進に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な防災・減災対策を推進します。

- ・総合的な防災体制の確立
- ・地域での防災力の強化
- ・災害に備えた備蓄の整備
- ・治山・治水対策の推進

##### (安心・安全な環境づくりの推進)

身近な生活環境を守るため、消防体制の強化、生活様式の多様化による犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、交通安全への意識の高揚に努め、住民の暮らしのニーズに対応した環境づくりを推進します。

- ・常備消防・救急体制の充実
- ・消防団の活性化
- ・火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及
- ・交通安全意識の高揚と施設の整備
- ・防犯意識の高揚

##### (環境保全の推進)

自然環境と調和した持続可能な循環型社会を形成するため、ごみの分別・リサイクル活動やCO<sub>2</sub>削減に積極的に取り組み、住民が生涯にわたって快適に暮らせる生活環境づくりを推進します。

- ・環境保全意識の高揚
- ・地球温暖化対策の推進
- ・ごみ収集・処理体制の充実
- ・ごみの減量化・リサイクル活動の促進
- ・ごみの不法投棄の防止

##### (生活環境の整備)

調和のとれた住空間づくりを目指し、あらゆる世代に適応した住みやすく耐震性のある住宅環境の形成を促進するとともに、水道施設等の維持管理と安心安全な水の安定供給に努め、ゆとりある生活に欠かせない生活環境の整備に努めます。

- ・生活排水施設の整備
- ・水道事業運営の基盤強化
- ・公営住宅の整備
- ・空き家対策の推進
- ・公園・緑地の整備
- ・コミュニティ施設の整備

- ・町有財産の利活用

(道路・交通・通信基盤の充実)

広域的アクセスの向上と町内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、住民の身近な公共交通機関の充実を進めます。

- ・国道・道道・町道の整備

- ・安全で快適な道づくりの推進

- ・公共交通機関の充実

- ・情報通信基盤の整備

(住民参画によるコミュニティ活動の推進)

住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、住民参画のまちづくりを目指すとともに、地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取り組みを支援します。

- ・協働のまちづくりに向けた住民参画の仕組みづくり

- ・広報・広聴活動の充実

- ・コミュニティ意識の高揚

- ・町内会活動の活性化

#### ④ 自ら学び地域とともに人を育む教育文化のまち

##### ア 基本目標（数値目標）

○ 社会教育施設利用者数 5年間で2,000人増

○ 上ノ国高校入学者数 毎年20人以上維持

##### イ 主な目標と施策の執行方針

自ら学び地域とともに人を育む教育文化のまちについては、子どもから高齢者まで、自己の充実・啓発や生活の向上のため、生涯を通して主体的に学ぶ教育環境の充実を目指し、スポーツ施設や学校施設の有効利用等を推進します。

将来を担う子どもたちの人格形成の場としてふさわしい環境を整備するとともに、本町の将来を担う地域のまちづくりリーダーを育成し、ふるさとを愛し、ふるさとに根差した教育を進め、自分たちのまちに誇りをもってみんながいきいきと暮らせるまちを目指します。

道内においても貴重な文化財の周辺に所在する自然環境を含んだ、地域の歴史文化の掘り起こしにつなげ、その価値を見直し、文化財の広域連携を通して、歴史と文化が薫るまちづくりを推進するとともに、地域の伝統や文化等の伝承活動の活性化をはじめとする支援体制の充実を図ります。

##### ウ 主な施策

(社会教育・生涯学習の推進)

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、主体的に学ぶ社会教育・生涯学習の充実に努めます。

- ・社会教育関連施設の充実
- ・特色ある社会教育事業の整備と提供
- ・指導者の育成と団体等の支援

(学校教育の推進)

基礎・基本的学力の向上をはじめ、時代の変化に対応した教育内容の充実を図り、特色ある教育・学校づくりを進めるとともに、子どもたちの教育環境・活動を支える体制づくりを推進します。

- ・学校教育の充実
- ・特別支援教育の推進
- ・子どもの安全の確保
- ・学校施設の整備

(次世代を担う人材育成の推進)

「教育は、まちづくりの原点である」ということを再認識し、まちの未来を担う子どもたちに対して、関係機関相互の連携を強化し、地域の特色に富んだ学習活動の振興を図り、心豊かな子どもたちを育み、ふるさとに愛着を持つ人材等の育成に努めます。

- ・家庭教育の充実
- ・青少年教育の充実
- ・ふるさと教育の推進

(スポーツ・文化活動の推進)

すべての住民がそれぞれに応じたスポーツ・文化活動を行える環境づくりとともに、住民主体の活動を支援します。

- ・スポーツ施設の整備充実・有効活用
- ・多様なスポーツ活動の普及促進
- ・スポーツ団体の育成・支援
- ・芸術・文化団体の育成・支援
- ・文化イベント等の充実

(歴史文化の保存・継承・活用の推進)

豊かな自然と人々の活動から生まれた歴史文化や北海道内でも希少な価値を有する指定文化財の保存・継承・活用を推進します。

- ・文化財施設の整備と活用の充実
- ・歴史文化の保存と活用
- ・歴史文化の継承

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の推進にあたっては、政策分野ごとの基本目標と具体的な施策を示し、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI））を設定し、P D C Aサイクルにより施策展開を図ります。

P D C Aサイクルとは、計画（P l a n）、実施（D o）、評価（C h e c k）、改善（A c t i o n）のイニシャルをとった事業活動サイクルをいい、計画から改善措置までの各検証により、計画の実効性を高めるものです。

計画の達成状況については、1年ごとに評価・検証することとし、上ノ国町創生総合戦略の評価・検証と同時期に実施します。また、住民代表・産業団体・行政機関・教育機関・金融機関・報道関係者等の有識者により設置された上ノ国町創生推進会議で本計画に関する助言や意見等をいただき、必要に応じて、その内容を追加・修正することで、本町の現実に即した計画としていきます。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、公共施設等の維持管理・更新等を着実に推進するための、中期的な取り組みとして、上ノ国町公共施設等総合管理計画を平成28年3月に策定し、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める上ノ国町個別施設計画を令和3年2月に策定しました。

本町の公共施設は、整備から数十年を経過したものも多く老朽化が進行し、近い将来一斉に大規模改修や建替えなど、更新時期を迎えます。更新には多額な費用が必要であり、人口減少・少子高齢化に対応した将来の利用状況や維持管理経費等を考慮した公共施設の適正配置と、持続性を確保する必要があります。

上ノ国町公共施設等総合管理計画については、本町の最上位計画である第6次上ノ国町総合計画のほか、上ノ国町創生総合戦略、上ノ国町強靭化計画の各施策に基づき、適正な維持管理コストを考慮した長寿命化など、多様な機能や役割を充足することを目的とした横断的な計画としており、本計画と整合性を図っています。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ① 移住・定住の促進

ア 18歳以下の医療費の無償化、町立保育所の保育料の無償化、学校給食費の無償化などの子育て制度の充実、住宅リフォーム補助事業などの移住促進の取り組みのほか、雇用機会の拡大や若年者の定住を促進する取り組みとして、若年者等雇用奨励金を交付するなど、移住・定住の促進に向け、様々な取り組みを実施しています。

さらに、道の駅「上ノ国もんじゅ」に観光の窓口を集約し、利用者の利便性を向上させる取り組みのほか、檜山管内7町による連携事業を実施するなど、交流人口及び関係人口の拡大の取り組みも実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、交流人口及び関係人口の増加は見込めず、若年者の都市圏流失や少子高齢化により、人口減少にも歯止めがかかる状況となっています。

イ 少子高齢化などの影響による人口減少に伴い、廃校となった学校や閉所となった保育所など、利用していない公共施設が多数存在しています。町有財産の有効活用を図ることで、1次産業の活性化や6次産業化を推進し、関係人口・交流人口の増加、観光と移住・定住を推進していく必要があります。

ウ 人口減少や少子高齢化の進行に伴い、コミュニティ機能の低下が著しく、地域活動や産業の担い手となる人材の確保が課題となっており、定住・交流人口の創出に向け、様々な施策に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、自宅でのテレワークや休暇を兼ねてサテライトオフィス等でテレワークを行うワーケーションなど、多様な働き方が着実に広がりを見せてています。

海・山・川などの美しく豊かな自然環境を利用しつつ、新しい働き方として注目されているワーケーション事業を推進し、新たな関係人口の創出・拡大を図ることが重要であります。

#### ② 地域間交流の促進

ア 時代の変化とともに価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの多様化が進み、都市では体験できない感動が得られる空間として、地域の自然や人とふれあう機会を提供できるよう、旧教員住宅及び旧上ノ国ダム合宿所を改修し、お試し住宅等として利用していますが、新型コロナウイルス感染症の影響から、利用を制限せざるを得ない状況が続いているです。

イ 歴史の取り持つ縁で昭和63年に青森県市浦村（現五所川原市）、平成9年に滋賀県安土町（現近江八幡市）と友好町村の締結を行い、教育・文化・産業・経済の各般にわたり交流事業を展開していますが、五所川原市との小学生交流事業のみの実施となっているため、今後の交流事業のあり方について検討していく必要があります。

### ③ 人材の育成・確保

ア 農業では、農業機械等導入支援事業等の実施、漁業では、北海道立漁業研修所を受講する際の経費の支援制度など、担い手の確保や新規就業者の育成に係る様々な取り組みを実施していますが、高齢化が進み、将来への不安感による若年者の都市圏流失など、後継者が育っていない現状にあり、新規就業者の育成と支援が課題となっています。

## (2) その対策

### 重要業績評価指標

- 転入者 5年間で700人
- 若年者雇用数 5年間で10人
- 宿泊者数 5年間で200人増
- 企業誘致数 5年間で1件
- お試し住宅利用人数 5年間で50人
- 新規就農者及び後継者 5年間で5人
- 新規就漁者及び後継者 5年間で2人

#### ① 移住・定住の促進

##### ア 子育て支援の充実（子育て支援の充実）

子ども・子育て支援事業計画に基づき、留守家庭児童保育事業の充実を図ります。また、子育て世帯の生活の安定を図るため、各種負担額への支援に努めます。

(ア) 子育て世代の経済的負担を軽減するため、18歳以下の乳幼児から高校生までを対象に、医療保険自己負担額や保育料、学童保育、給食費等の費用に対して支援します。

##### イ 雇用・労働・移住対策の充実（雇用機会の確保と勤労者福祉の充実）

ハローワークや協議会など関係機関との連携のもと、就業相談や職業斡旋を促進するほか、町内の若年者等の雇用機会を増やすため事業所へ支援します。また、労働条件の改善など事業主への啓発等により、福利厚生の充実に努めます。

(ア) 町内の若年者等の雇用機会を増やすため、事業所へ支援します。

##### ウ 観光の振興（広域観光体制の充実）

広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進など、檜山管内7町をはじめ、地域一体となった観光振興施策を進めます。

(ア) 東京都大田区との連携により、交流人口拡大及び特産品の販路拡大を図ります。

(イ) 関係団体等と連携し、人口の多い都市圏においての観光PRを実施するとともに広域地域一体となった施策を進め、関係人口の拡大を図ります。

##### エ 商工業の振興（新産業創出等への支援）

町有施設の有効利用等により、企業及び個人起業者の誘致につなげ、新産業の創出に向けた環境づくりを進めます。

(ア) 町内全域の高速通信環境の整備を図り、町有施設の有効利用等により企業及び個人起業者の誘致につなげます。

#### ② 地域間交流の促進

##### ア 雇用・労働・移住対策の充実（移住・定住・新規就業の支援）

地域や産業分野が求める人材誘致（外国人含む）のため、移住・定住・就労促

進に向けた取り組みを実施します。

- (ア) 地域や産業分野が求める人材誘致（外国人含む）のため、移住・定住・新規就業等を希望する方のニーズを把握し、移住・定住・就労促進に向けた取り組みを実施します。
- (イ) 都市圏からの移住者の掘り起こしを図るため、お試し住宅の整備を行うとともに各種移住PRイベントなどに参加して、移住・定住促進に向けた取り組みを実施します。

### ③ 人材の育成・確保

#### ア 農林業の振興（担い手の育成・確保）

認定農業者制度の活用や農地の利用集積、農業経営の法人化や集落営農の推進により担い手の育成・確保を図るほか、新規就農者の確保対策に努めます。

- (ア) 次代の農業を担う技術や経営能力に優れた農業従事者の育成及び確保に努めます。また、新規就農者及び女性農業者等の研修や調査研究を推進します。

#### イ 水産業の振興（担い手の育成・確保）

次代の漁業を担う技術や能力に優れた担い手の育成・確保を図るほか、新規就漁者の確保対策に努めます。

- (ア) 次代の漁業を担う技術や経営能力に優れた漁業従事者の育成及び確保に努めます。また、新規就漁者の研修等に対し支援を行います。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分         | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|--|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 |  |      |    |
|                       | 移住・定住             | 移住・定住促進事業<br><br>移住フェア等への出展<br>ちょっと暮らし住宅、簡易宿泊施設の運営 | 上ノ国町 |    |
|                       | 地域間交流             | 住宅リフォーム補助事業<br><br>新築・持ち家の増改築・リフォームに対する補助          | 上ノ国町 |    |
|                       |                   | 友好市町村ふれあい交流事業<br><br>青森県五所川原市小学生との相互交流の実施          | 上ノ国町 |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の最上位計画である第6次上ノ国町総合計画のほか、上ノ国町創生総合戦略、上ノ国町強靭化計画、上ノ国町公共施設等総合管理計画を策定しています。

上ノ国町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、本計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

本町の産業構造を産業別就業人口で見てみると、就業者総数は、昭和35年の最盛期には6,059人を数えていましたが、平成27年の国勢調査では2,154人と最盛期の64.4%にまで減少しています。

これを平成27年度の産業分類別に見ると、就業人口の割合は、第1次産業が17.2%、第2次産業が28.2%、第3次産業が54.3%となっており、第1次産業である農林漁業については、担い手不足が緊急かつ重要な課題であることが浮き彫りとなっています。

また、第2次産業である建設業については、公共事業などに依存している傾向が強く、公共事業抑制のあおりが懸念され、体质強化のための業態変換などの手立てを早急に実施する必要があります。

第3次産業については、コンビニエンスストアなどの進出や、近隣町への買物客の流出により、駅前地区商店街が衰退しつつあり、また、小規模な小売店も減少し、各種サービス業も経営規模が小さく環境の整備やサービス向上による顧客の定着化が課題となっています。

産業別就業人口の推移（国勢調査）

| 区分         | 昭和35年      | 昭和50年      | 平成2年       | 平成17年      | 平成27年      | 増減率<br>H27年／S35年 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------------|
| 総 数        | 人<br>6,059 | 人<br>3,767 | 人<br>3,434 | 人<br>2,710 | 人<br>2,154 | 人<br>△64.4       |
| 第1次産業      | 3,774      | 1,303      | 822        | 464        | 369        | △90.2            |
| 農 業        | 2,458      | 784        | 487        | 290        | 242        | △90.2            |
| 林 業        | 491        | 239        | 153        | 40         | 37         | △92.5            |
| 水産業        | 825        | 280        | 182        | 134        | 90         | △89.1            |
| 第2次産業      | 1,368      | 1,382      | 1,371      | 846        | 608        | △55.6            |
| 鉱 業        | 917        | 252        | 27         | 14         | 2          | △99.8            |
| 建設業        | 311        | 593        | 764        | 553        | 421        | 35.4             |
| 製造業        | 140        | 537        | 580        | 279        | 185        | 32.1             |
| 第3次産業      | 916        | 1,079      | 1,241      | 1,398      | 1,170      | 27.7             |
| 卸売・小売業     | 271        | 365        | 336        | 313        | 239        | △11.8            |
| 金融・保険・不動産業 | 11         | 34         | 47         | 50         | 48         | 336.4            |
| 運輸・通信業     | 233        | 128        | 114        | 72         | 64         | △72.5            |
| 電気・ガス業     | 6          | 11         | 6          | 3          | 5          | △16.7            |
| サービス業      | 326        | 426        | 565        | 771        | 673        | 106.4            |
| 公 務        | 69         | 115        | 173        | 189        | 141        | 104.3            |
| 分類不能       | 1          | 3          | 0          | 2          | 7          | 600.0            |

## ① 農林業の振興

- ア 生産者の高齢化に伴う耕作放棄地や経営規模の維持が困難な農業者から、地域の中心となる経営体への農地の集積を図る必要があります。
- また、農業者間における農地交換等を推進し、農地の効率的利用を促すことにより、輪作体系の維持及び収量・品質向上を図る必要があります。
- イ 農業経営維持強化支援事業等の実施など、新たな担い手の確保や新規就農者の育成に係る様々な取り組みを実施していますが、少子高齢化の影響により、担い手の高齢化が進み、将来への不安感による若年者の都市圏流失など、後継者が育っていない現状にあり、新規就農者の確保と支援が課題となっています。
- ウ 本町の気象や土壤条件を生かし、国の戦略作物のほか、本町の特別振興作物（小豆・アスパラガス・いちご・さやいんげん・さやえんどう・にら・馬鈴薯・ブロッコリー）の生産拡大、地場農産物を利用した特産品の開発や農産物のブランド化に取り組み、6次産業化・高付加価値化を推進することにより、生産者の所得確保を図る必要があります。
- エ 畜産物の家畜改良や高付加価値化を推進するとともに、畜産物の消費拡大や畜産業に対する理解醸成の取り組みを実施する必要があります。また、飼養環境の改善に取り組み、持続可能な畜産経営を確立する必要があります。
- オ 木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不存在化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林が増加しており、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献するよう森林整備を推進する必要があります。
- カ 林業就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあり、地域の関係者等と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取り組みを推進する必要があります。
- キ 町産材の付加価値向上を図るとともに、土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性など、町有林を活用した森林環境教育や植樹活動などの理解促進の取り組みを推進する必要があります。

## ② 水産業の振興

- ア 漁業形態は、イカ・マス・スケトウダラ・ヒラメ・ホッケなどの魚類を対象とした漁船漁業を主体に、アワビ・ウニ・ナマコなどの採介漁業であるが、長く続く燃料価格や資材の高止まりなどが漁業経営を逼迫させているほか、近年の地球温暖化による海水温の上昇などが要因となり、急激に資源が減少している状況にあります。
- イ 北海道立漁業研修所を受講する際の経費や資格取得に係る経費等に対しての支援制度など、新たな担い手の確保や新規就業者の育成に係る様々な取り組みを実施していますが、担い手の高齢化が進み、将来への不安感による若年者の都市圏流失など、後継者が育っていない現状にあり、新規就業者の確保と支援が課題となっています。
- ウ 渔場造成や漁港機能の保全整備を積極的に進め、獲る漁業から「つくり育てる漁

業」への転換を図り、漁業生産の拡大と経営の安定化に努め、水産種苗生産施設と連携し、地域の特色を生かした栽培漁業の推進を図るとともに、市場と結びついた生産体制づくりを進める必要があります。

- エ 限りある水産資源を守り育てるため、資源管理に努め、増養殖事業を積極的に推進し、特色ある漁業振興を図るとともに、漁業所得の向上による漁村地域の活性化を目指す必要があります。
- オ 平成11年に建設した栽培漁業総合センターについては、老朽化が進んでいるほか、塩害での損傷も激しく、大規模な改修が必要な時期となっています。本施設は、アワビ種苗の中間育成などを行っており、「つくり育てる漁業」を推進するうえで重要な施設であることから、今後の漁業生産の拡大と経営の安定化を図るため、早急な改修が必要あります。

### ③ 商工業の振興

- ア 平成17年から平成27年までの10年間の開廃業数については、開業25件、廃業48件となっており、廃業数は開業数の約2倍で、少子高齢化の影響による人口減少や事業者の高齢化に伴い、商工業者数は年々減少している状況にあります。
- イ 近隣町での商業集積による消費購買力の流出などにより、既存事業者が衰退の一途を辿り、事業者の高齢化による廃業、後継者不足による円滑な事業継承、新規顧客の獲得、新たな特產品開発、販路拡大などが課題となっています。
- ウ 地場企業の経営の安定化を図るため、各種融資制度の活用促進に努めるとともに、商工会をはじめ、商工業者等との協力体制を図り、地域特性に応じた商業機能の充実に取り組み、経営基盤強化を目指した人材の育成・確保に努め、技術力の向上を図る必要があります。
- エ 工業振興のため、企業誘致や立地、新たな地場産業の育成や起業の促進に努めるとともに、各関係機関との協力体制を強化し、地域に密着したサービスの充実を念頭に置いた振興を図る必要があります。
- オ 少子高齢化などの影響による人口減少に伴い、廃校となった学校や閉所となった保育所など、利用していない公共施設が多数存在しています。町有財産の有効活用を図ることで、1次産業の活性化や6次産業化を推進し、関係人口・交流人口の増加、観光と移住・定住の促進を推進していく必要があります。
- カ 令和元年10月には、北海道初となるラウンドアバウト（環状交差点）が運用を開始し、町道の整備についても併せて実施されたことから、今後予定されている大留地区複合施設の活用、公共交通機関との連携、交差点の周辺環境の整備など、住民の利便性及び生活環境の向上に向けた整備が必要あります。

### ④ 観光の振興

- ア 観光資源は、海・山・川などの豊かな自然景観と貴重な歴史的文化遺産であります、その特色を生かした魅力ある体験メニューが体系化されていない状況にあり、観光協会をはじめ、各関係機関・団体との協働により、地域資源の再発見や新たなイベント創出等を進めるとともに、観光客の受け入れ体制の充実強化を図る必要が

あります。

- イ 道の駅「上ノ国もんじゅ」の大規模改修などにより、観光入込客数が増加傾向で推移していたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、減少傾向に転じていることから、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組むとともに、新たな旅行スタイルを推進していく必要があります。
- ウ 特色ある観光資源の情報をあらゆる媒体に提供するなど、PR活動を積極的に推進するとともに、公共施設等の活用や整備を行い、地域活力の維持・向上のため関係機関と連携しながら、交流人口及び関係人口の拡大を図っていく必要があります。
- エ 昭和50年に開業した国民温泉保養センターについては、毎年小規模な修繕を実施しながら運営を継続していますが、建設から46年経過し、老朽化が激しいことから、建て替えが必要な時期となっています。北海道でも珍しい「炭酸泉」の温泉で、町内外から多く利用されています。町民の健康増進のほか、観光施設としても重要な役割を果たす施設であり、今後の利用者の利便性向上と交流人口拡大を図るため、早急な建て替えが必要あります。
- オ 平成9年に整備された天の川ふれあい広場については、パークゴルフ場とゲートボール場が整備されてから24年経過し、老朽化が進んでいます。レクリエーション施設として、町内外から多く利用されていることから、今後のスポーツ活動の推進と交流人口拡大を図るため、早急な大規模改修が必要となっています。
- カ 公園及び緑地については、住民の憩いの場やレクリエーションの場として重要な機能を果たしているため、既存公園施設・設備の適正な管理に努め、利用者の安全性の確保と利用率向上に向けた取り組みを実施する必要があります。

## ⑤ 雇用・労働・移住対策の充実

- ア 超高齢化の本町では、各分野での労働者は高齢者が多く、特に高齢者事業団を中心として、高齢者の雇用が確保されている現状にあります。また、女性も多く就労されており、特に水産加工業、縫製業、サービス業のパート従事者等で女性の労働力が求められています。
- イ 地域で働く人々がやりがいや生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、各関係機関との連携強化による情報提供・相談体制の整備等により、就業機会の充実と雇用の安定確保に努める必要があります。
- ウ 産業構造や環境の変化に対応した職業能力開発や新規就業を支援するとともに、勤労者が安心して働くことができる労働環境の充実に努める必要があります。
- エ 地域や産業分野が求める人材誘致（外国人含む）のため、移住・定住・就労促進に向けた取り組みを推進する必要があります。

## ⑥ 市町間の広域連携

- ア 平成20年12月に策定された定住自立圏構想推進要綱に基づき、南北海道定住自立圏（構成市町：函館市（中心市）・北斗市・松前町・福島町・知内町・木古内町・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・長万部町・江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・奥尻町・今金町・せたな町）を設定しており、定住自立圏形成協定を締結し、人

人口定住のために必要な生活機能の確保に向け、広域的に連携し取り組みを推進しています。本圏域は、経済活動や福祉、教育などの分野のほか、観光や医療における連携など、行政区を越えて多くの分野で相互に深い関係を築いている地域であり、今後の人口減少や少子高齢化の進行に伴う地域コミュニティの維持が共通課題となっています。

## (2) その対策

### 重要業績評価指標

- 新規就農者及び後継者 5年間で5人
- 新規就漁者及び後継者 5年間で2人
- 企業誘致数 5年間で1件
- 観光入込客 5年間で10,000人増
- 若年者雇用数 5年間で10人

#### ① 農林業の振興

##### ア 農業の振興（農業生産基盤の充実）

優良農地の確保と有効利用に努めるとともに、ほ場整備事業等による農業生産基盤の充実に努めます。

- (ア) 有機物の施用による土づくりの推進や客土、排水対策等のほ場改良を図り、農産物の品質及び収量向上につなげます。
- (イ) 老朽化が進んでいる用水路の改修を行い、区画の不整形や狭小で排水不良が解消されていない区域を底上げし、農業経営の安定化を図ります。

##### イ 農業の振興（担い手の育成・確保）

認定農業者制度の活用や農地の利用集積、農業経営の法人化や集落営農の推進により、担い手の育成・確保を図るほか、新規就農者の確保対策に努めます。

- (ア) 次代の農業を担う技術や経営能力に優れた農業従事者の育成及び確保に努めます。また、新規就農者及び女性農業者等の研修や調査研究を推進します。
- (イ) 関係機関及び民間企業等と連携したコントラクターの組織化・就農希望者と労働不足に悩む農家との需要マッチングを実施し、農業の活性化を図ります。
- (ウ) 有害鳥獣による農林業被害の防止のため、駆除従事者の育成・確保を図り、必要な施設整備等に対して支援します。

##### ウ 農業の振興（高付加価値化等の推進）

地域資源を活用した付加価値の高い農産品づくりに取り組み、農業者の所得向上につなげます。

- (ア) 地域特性や消費者ニーズに即した農産物の導入など高付加価値化を図り、所得の向上を目指します。

##### エ 農業の振興（スマート農業の取り組み）

ロボット技術、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業（スマート農業）を推進します。

- (ア) 農産物の品質面のさらなる向上、また省力化、精密化等を図り持続可能な農業経営につなげます。

##### オ 農業の振興（畜産の振興）

家畜の改良や飼養環境の改善等に取り組み、持続可能な畜産経営の確立を目指し

ます。

**カ 林業の振興（林業生産基盤の整備）**

森林施業の効率化と通行の安全を図るため、林道・作業道の適正な管理に努めます。

**キ 林業の振興（計画的な森林施業の促進）**

森林所有者の意識を高めるとともに、効果的な森林整備のための環境を整備し、計画的かつ持続的な森林施業に努めます。

(ア) 林業生産基盤の整備に努めるとともに、計画的かつ効率的森林施業の推進を図ります。

**ク 森林の総合的利用**

植・育樹活動や保安林の保全等を通じ、水源のかん養、山地災害の防止など、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に努めます。

**② 水産業の振興**

**ア 水産業の振興（漁業基盤の整備）**

漁港施設、海岸保全施設の整備を進めるとともに、漁礁、産卵礁の設置、増養殖場の造成等により、漁場の整備に努めます。

(ア) アワビやウニの放流により資源の増大を図るとともに、身入りの悪いウニなどは餌が豊富な漁場に移植するなどの漁場管理も行うことにより、漁家経営の安定化を図ります。

**イ 水産業の振興（水産資源の確保）**

水産資源の維持・増大を図るため、資源管理型漁業の促進に努め、種苗生産や育成に取り組むとともに、関係機関との連携体制の強化を図り、海洋牧場等を活用した「つくり育てる漁業」の確立を目指します。

(ア) 海洋牧場等における増養殖漁業の実証・導入、未利用・低利用資源有効活用等の取り組みを推進するために必要な施設整備等に対して支援します。

(イ) エゾバカ貝資源量や漁場調査、放流アワビ・放流ナマコの放流効果や資源量を把握し、効率的な漁獲を推進するための経費に対して支援します。

(ウ) 関係団体等と連携し、ニシンの資源増大を図り、漁業計画等の向上を図ります。

**ウ 水産業の振興（地場水産物のブランド化の推進）**

地場水産物の付加価値や認知度の向上、販路拡大を推進するとともに、共同出荷施設等の活用による新鮮で安全な水産物を安定的に供給するための体制づくりを図ります。

(ア) 地場水産物の付加価値や認知度の向上、消費拡大など販路拡大を図る取り組みに対して支援します。

**エ 水産業の振興（担い手の育成・確保）**

次代の漁業を担う技術や能力に優れた担い手の育成・確保を図るほか、新規就漁者の確保対策に努めます。

(ア) 次代の漁業を担う技術や経営能力に優れた漁業従事者の育成及び確保に努め

ます。また、新規就漁者の研修等に対し支援を行います。

### ③ 商工業の振興

#### ア 商工業の振興（商工業活動への支援）

商工会の体制強化の支援を行い、商工業者等の協力体制の強化を図り、地域特性に応じた商業機能の充実に取り組みます。また、商工会との連携のもと、指導・相談・情報提供などを行いながら、経営基盤強化を目指した人材の育成・確保に努め、技術力の向上を図ります。

#### イ 商工業の振興（特産品開発への支援）

地域商社である（株）上ノ国町観光振興公社を軸とし、関係機関と連携のもと、特産品の開発及び人口の多い都市圏でPRを実施します。

(ア) 地場農水産物の付加価値や認知度の向上等の販路拡大のほか、6次産業化への取り組みに対して支援します。

(イ) 人口の多い都市圏で物産PRを実施し、販路拡大の取り組みを実施します。

(ウ) 地域商社である（株）上ノ国町観光振興公社を中心とした、特産品開発・販路拡大・交流人口の拡大等の取り組みに対して支援します。

#### ウ 商工業の振興（新産業創出等への支援）

町有施設の有効利用等により、企業及び個人起業者の誘致につなげ、新産業の創出に向けた環境づくりを進めます。

(ア) 町内全域の高速通信環境の整備を図り、町有施設の有効利用等により企業及び個人起業者の誘致につなげます。

### ④ 観光の振興

#### ア 観光の振興（観光団体の育成・支援）

観光ガイドの活用や体験型観光を取り入れた魅力ある観光メニューづくりに努め、観光協会をはじめ、各関係機関・団体の育成・強化を図ります。

(ア) 町内で開催する「夷王山まつり」や「エゾ地の火まつり」など、各種イベントの開催に係る経費に対して支援します。

(イ) 観光ガイドの活用や体験型観光を取り入れたツアーの企画を図り、魅力ある観光メニューをつくります。

#### イ 観光の振興（PR活動の推進）

パンフレットやポスターの作成、各種広報媒体の活用等を通じ、観光プロモーション活動を進めます。

(ア) 関係団体等と連携し、人口の多い都市圏において観光PRを実施するとともに、広域地域一体となった施策を進め、関係人口の拡大を図ります。

#### ウ 観光の振興（広域観光体制の充実）

広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進など、檜山管内7町をはじめ、地域一体となった観光振興施策を進めます。

(ア) 東京都大田区との連携により、交流人口拡大及び特産品の販路拡大を図ります。

## エ 観光の振興（関係人口（交流人口）の拡大）

公共施設等の活用及び整備を行い、地域活力の維持・向上のため、関係機関と連携のもと、交流人口及び関係人口の拡大を図ります。

(ア) 温泉施設周辺の環境整備を実施し、利用者の利便性向上及び交流人口拡大を図ります。

(イ) 町内の名所を観光客へPRするため、インバウンド及び障がい者に対応した施設整備を促進し、交流人口の拡大を図ります。

## オ スポーツ・文化活動の推進（スポーツ施設の整備充実・有効活用）

既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、適切な管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

(ア) 住民の健康意識向上及びスポーツ講習等の充実を図るため、町民プールの建て替え、パークゴルフ場の改善改修を図ります。

## カ 生活環境の整備（公園・緑地の整備）

安全性の確保と利用率の向上に向け、既存公園施設・設備の適正な管理に努めます。

(ア) 地域住民のふれあいの場、活動の場として、施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化したコミュニティ施設の整備を推進します。

## ⑤ 雇用・労働・移住対策の充実

### ア 雇用・労働・移住対策の充実（雇用機会の確保と勤労者福祉の充実）

ハローワークや協議会など関係機関との連携のもと、就職相談や職業斡旋を促進するほか、町内の若年者等の雇用機会を増やすため、事業所へ支援します。また、労働条件の改善など、事業主への啓発等により、福利厚生の充実に努めます。

(ア) 町内の若年者等の雇用機会を増やすため、事業所へ支援します。

### イ 雇用・労働・移住対策の充実（移住・定住・新規就業の支援）

地域や産業分野が求める人材誘致（外国人含む）のため、移住・定住・就労促進に向けた取り組みを実施します。

(ア) 地域や産業分野が求める人材誘致（外国人含む）のため、移住・定住・新規就業等を希望する方のニーズを把握し、移住・定住・就労促進に向けた取り組みを実施します。

(イ) 都市圏からの移住者の掘り起こしを図るため、お試し住宅の整備を行うとともに、移住PRイベントなどに参加して、移住・定住促進に向けた取り組みを実施します。

## ⑥ 市町間の広域連携

### ア 観光の振興（観光団体の育成・支援）

観光ガイドの活用や体験型観光を取り入れた魅力ある観光メニューづくりに努め、観光協会をはじめ、各関係機関・団体の育成・強化を図ります。

(ア) 観光ガイドの活用や体験型観光を取り入れたツアーアの企画を図り、魅力ある

観光メニューをつくります。

イ 観光の振興（P R活動の推進）

パンフレットやポスターの作成、各種広報媒体の活用等を通じ、観光プロモーション活動を進めます。

(ア) 関係団体等と連携し、人口の多い都市圏において観光P Rを実施するとともに、広域地域一体となつた施策を進め、関係人口の拡大を図ります。

ウ 地域医療の充実（救急医療の充実）

救急患者の救命のため、関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実を図ります。

(ア) 医療法人雄心会江差脳神経外科クリニックが実施する救急医療及び救急搬送に係る経費を上ノ国町・江差町・厚沢部町・乙部町の4町で負担します。

(イ) 重篤な疾病者を早期治療につなげるよう道南ドクターヘリの運航経費を2市16町で負担します。

エ 道路・交通・通信基盤の充実（国道・道道・町道の整備）

広域的な交通アクセスの向上に向け、主要道道や高規格幹線道路の整備促進をはじめ、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に要請します。

また、国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進めます。

オ 道路・交通・通信基盤の充実（公共交通機関の充実）

住民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、公共交通機関の維持・確保、利用者の利便性の向上に努めます。

(ア) 地域住民の移動手段を確保するため、フリー乗降やバス停の増加等、生活路線バスの利便性を高め、乗車料金の低定額制を導入し、利用者の増加を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)    | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------|--|------|----|
| 2 産業の振興       | (1) 基盤整備        |  |      |    |
|               |                 | 農業 ほ場改良事業<br>客土・排水対策等への補助  | 上ノ国町 |    |
|               |                 | 施設栽培作付拡大促進事業<br>パイプハウス整備への補助   | 上ノ国町 |    |
|               |                 | 農業経営維持強化支援事業<br>生産・加工等に係る農業機械導入への<br>補助  | 上ノ国町 |    |
|               |                 | 畜産振興対策事業<br>繁殖雌牛導入への補助   | 上ノ国町 |    |
|               |                 | 林業 町有林整備事業<br>造林・下刈り・保育間伐・間伐<br>133.8ha  | 上ノ国町 |    |
|               |                 | 民有林整備事業<br>造林・下刈り・保育間伐・間伐<br>400.0ha   | 民間   |    |
|               |                 | 日本海グリーンベルト構想推進事業<br>植樹祭の実施   | 団体等  |    |
|               |                 | 水産業 水産基盤整備事業<br>(水産環境整備)<br>魚礁設置   | 北海道  |    |
|               |                 | (2) 漁港施設   |      |    |
|               |                 | 水産基盤整備事業<br>(水産物供給基盤機能保全)<br>上ノ国漁港<br>(小砂子・汐吹・石崎・上ノ国地区)<br>船揚場改修<br>岸壁改修<br>航路浚渫 | 北海道  |    |
|               | (3) 経営近代化<br>施設 |  |      |    |
|               | 農業              | 道営天の川地区農地整備事業<br><br>区画整理 28.5ha<br>暗渠排水 3.5ha<br>用水施設 3,166m                    | 北海道  |    |

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分    | 事業名<br>(施設名) | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|------------------|--------------|--|------|----|
| 水産業              |              | 道営宮越内地区農地整備事業<br><br>調査設計<br>頭首工整備<br>区画整理 24ha<br>用水施設 375m   | 北海道  |    |
|                  |              | 日本海漁業振興緊急対策事業<br><br>アワビ養殖施設整備 18基<br>アワビ種苗、餌料補助   | 上ノ国町 |    |
|                  |              | 中間育成施設改修事業<br><br>酸素供給プロアー更新<br>給海水ポンプ更新<br>2階プラント設備及び配水管改修  | 上ノ国町 |    |
| (5) 企業誘致         |              |  |      |    |
|                  |              | ワイナリー及びサテライトオフィス事業<br><br>ワイナリー施設の整備<br>525.1m <sup>2</sup><br>サテライトオフィス施設の整備<br>900.05m <sup>2</sup>                      | 上ノ国町 |    |
| (7) 商業           |              |  |      |    |
| 共同利用施設           |              | 大留交差点周辺環境整備事業<br><br>支障物件移転補償、用地測量<br>駐車場・付帯設備整備 3,734m <sup>2</sup>   | 上ノ国町 |    |
| (9) 観光又はレクリエーション |              |  |      |    |
|                  |              | 国民保養センター建設事業<br><br>基本設計、実施設計<br>施設整備、備品購入<br>旧施設解体  | 上ノ国町 |    |
|                  |              | 天の川ふれあい広場改修事業<br><br>芝張替 9,428m <sup>2</sup><br>コース改修 18ホール  | 上ノ国町 |    |
|                  |              | 公園整備事業<br><br>実施設計、遊具移転<br>花沢公園整備 19,153m <sup>2</sup><br>中世の岬公園整備 47,073m <sup>2</sup><br>中世の史跡公園整備 101,700m <sup>2</sup> | 上ノ国町 |    |

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分           | 事業名<br>(施設名)               | 事業内容   | 事業主体      | 備考 |
|-------------------------|----------------------------|--|-----------|----|
| 商工業・6<br>次産業化<br><br>観光 | (10) 過疎地域持<br>続的発展特<br>別事業 |  |           |    |
|                         | 第1次産業                      | 沿岸漁業振興特別対策事業<br>(さけ・ます対策)<br><br>さけ・ますの種苗生産  | 上ノ国町      |    |
|                         |                            | 沿岸漁業振興特別対策事業<br>(漁場調査等)<br><br>エゾバカ貝資源調査<br>放流ナマコ追跡調査<br>ウニ資源調査<br>アワビ資源調査<br>ウニ深浅移植<br>ウニ・アワビ種苗放流 | 上ノ国町      |    |
|                         |                            | 沿岸漁業振興特別対策事業<br>(種苗放流)<br><br>ニシン種苗放流、ナマコ種苗放流  | 上ノ国町      |    |
|                         |                            | 中間育成施設運営事業<br><br>アワビ種苗生産  | 上ノ国町      |    |
|                         |                            | 労働対策事業<br>(若年者等雇用奨励助成)<br><br>町内の若年者等の雇用事業者に対する<br>補助  | 上ノ国町      |    |
|                         |                            | 商工団体補助金事業<br>(経営改善普及)<br><br>小規模事業者の経営改善事業への補助   | 商工会       |    |
|                         |                            | 商工団体補助金事業<br>(特產品等販路開拓)<br><br>特產品の開発及びPRの実施への補助   | 商工会       |    |
|                         |                            | 観光団体補助金事業<br>(エゾ地の火まつり)<br><br>エゾ地の火まつり開催への補助  | 実行<br>委員会 |    |
|                         |                            | 観光団体補助金事業<br>(観光協会補助)<br><br>観光協会の運営費への補助  | 観光協会      |    |
| (11) その他                |                            |  |           |    |
|                         |                            | 有害鳥獣駆除対策事業<br><br>免許取得・銃所持等の経費への補助   | 上ノ国町      |    |

## (4) 産業振興促進事項

平成30年11月に上ノ国町産業振興促進計画を策定し、振興すべき業種を促進するために行う事業について、租税特別措置の適用、地方税の不均一課税に伴う減収の補填措置の活用促進が図られるよう、事業者や関係団体等に対して、広報及び説明等を実施し、制度の積極的な普及と活用に努めています。

### ① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種        | 計画期間               | 備考 |
|----------|-----------|--------------------|----|
| 上ノ国町全域   | 製造業       | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |    |
|          | 旅館業       | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |    |
|          | 農林水産物等販売業 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |    |
|          | 情報サービス業等  | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |    |

### ② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「3 産業の振興」の「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

## (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の最上位計画である第6次上ノ国町総合計画のほか、上ノ国町創生総合戦略、上ノ国町強靭化計画、上ノ国町公共施設等総合管理計画を策定しています。

上ノ国町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、本計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ① 通信基盤の充実

- ア 気象情報や災害時の避難情報、行政情報などを無線放送で住民に連絡する防災行政無線を平成6年度より開局していますが、電波法施行規則及び無線設備規則等の改正により、令和元年度、令和2年度の2箇年をかけてデジタル防災行政無線機の整備を実施しました。町内全世帯や公共施設の戸別受信機のほか、屋外拡声器26基を更新し、情報の伝達を行っている状況にあり、今後は更新した設備等の維持管理を適切に実施し、災害時等における迅速な情報伝達に努める必要があります。
- イ 平成23年度に光ケーブル網の整備を進め、町内全域で高速ブロードバンドが利用可能となっており、また、町内5箇所の施設において公衆無線LANを整備し、災害時の避難所や観光拠点で平時と同様の情報収集が行え、迅速に災害情報等を提供できる環境となっています。今後は既存設備等の維持管理を適切に実施するとともに、超高速ブロードバンドの整備を図り、町有施設の有効利用等による企業及び個人起業者の誘致を推進していく必要があります。
- ウ 急激に人口減少や少子高齢化が進んでおり、産業分野における労働力不足や医療・福祉・交通・教育の確保など、様々な分野での課題があり、ICTやAIなどの未来技術を活用した取り組みを一層推進していく必要があります。

## (2) その対策

### 重要業績評価指標

- 企業誘致数 5年間で1件
- 町有財産の利活用 5年間で2件

#### ① 通信基盤の充実

##### ア 防災対策の推進（総合的な防災体制の確立）

自然災害による被害の防止・縮小、強靭な地域づくりのため、事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。

また、住民及び国・北海道等の関係機関との情報共有や医療機関との連携を図り、緊密な連携と協力による総合的な防災体制の充実を図ります。

##### (ア) 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。

##### イ 道路・交通・通信基盤の充実（情報通信基盤の整備）

地域の活性化を図るうえで、重要なかつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進します。

##### ウ 商工業の振興（新産業創出等への支援）

町有施設の有効利用等により、企業及び個人起業者の誘致につなげ、新産業の創出に向けた環境づくりを進めます。

##### (ア) 町内全域の高速通信環境の整備を図り、町有施設の有効利用等により企業及び個人起業者の誘致につなげます。

##### エ 農林業の振興（スマート農業の取り組み）

ロボット技術、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業（スマート農業）を推進します。

##### (ア) 農産物の品質面のさらなる向上、また省力化、精密化等を図り持続可能な農業経営につなげます。

##### オ 雇用・労働・移住対策の充実（移住・定住・新規就業の支援）

地域や産業分野が求める人材誘致（外国人含む）のため、移住・定住・就労促進に向けた取り組みを実施します。

##### (ア) 地域や産業分野が求める人材誘致（外国人含む）のため、移住・定住・新規就業等を希望する方のニーズを把握し、移住・定住・就労促進に向けた取り組みを実施します。

##### カ 地域医療の充実（地域医療体制の充実）

医療体制の充実を図るため、施設や医療機器の整備に努めます。

##### (ア) 上ノ国診療所、石崎診療所、上ノ国歯科診療所、石崎歯科診療所の充実を図るため、施設や医療機器を整備します。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                           | 事業主体 | 備考 |
|---------------|----------------------|--------------------------------|------|----|
| 3 地域における情報化   | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 |                                |      |    |
|               | 防災行政用無線施設            | 防災無線管理事業<br>防災無線の保守管理、施設補修     | 上ノ国町 |    |
|               | ブロードバンド施設            | 地域情報化管理事業<br>光ブロードバンド通信施設の保守管理 | 上ノ国町 |    |
|               | その他情報化のための施設         | 情報配信事業<br>ライブカメラ・公衆無線LANの保守管理  | 上ノ国町 |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の最上位計画である第6次上ノ国町総合計画のほか、上ノ国町創生総合戦略、上ノ国町強靭化計画、上ノ国町公共施設等総合管理計画を策定しています。

上ノ国町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、本計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 道路基盤の充実

ア 本町を南北に縦断する一般国道228号については、改良整備などの大規模な改良事業はほぼ完了していますが、一部曲線の急な箇所や見通しの悪い箇所等があり、引き続き整備を要望していくこととし、平成29年2月に北海道が公表した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」で、本町のほか、近隣町にかけて多くが浸水するものと想定されていることから、災害対策としても、高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の早期事業着手についても引き続き要望していく必要があります。

イ 道道については、石崎・松前線と江差・木古内線、館町・福島線の3路線があるが、石崎・松前線は交通量が少なく大部分が林道規格で、整備計画を持っていない状況にあります。

江差・木古内線は着々と改良工事が進められており、市街地の改良はほぼ完了していますが、本町から木古内町までの区間において、交通隘路区間や線形改良の必要な区間が多数あり、冬期間の吹雪による視界不良箇所の改良など、道路施設の整備充実が必要です。北海道新幹線を活用した広域観光や農林水産物の迅速な輸送及び自然災害に強い道路の構築、さらには交通安全対策などに必要な道路整備であることから、引き続き要望していく必要があります。

館町・福島線は費用対効果の観点から、平成16年度において事業評価による見直しがされ、事業中止となっています。

ウ 住民の日常生活と密接な生活道路としての町道の整備は、補助事業を活用し整備してきたほか、町の一般財源を投資した単独事業でも整備し、市街地区域の道路については、おおむね整備されてきた現状にあります。しかし、改良済み路線も年数が経過し2次改良が必要となってきていますが、補助事業としての採択も厳しく、道路本体工事費より補償費の占める割合が多くなることが予想されるなど財源の確保が必要となっています。また、高波による道路決壊により、町道扇石木ノ子線が長期通行止めとなっており、早急に復旧工事を実施するとともに、今後の大規模災害等に備え、自然災害に強い道路の構築や安全対策に必要な道路整備を進めていく必要があります。

エ 令和元年10月には、国道228号・道道5号・町道が複雑に交わり交差形状に起因した交通事故が発生していた交差点において、北海道初となるラウンドアバウト（環状交差点）が運用を開始し、安全かつ円滑な交通の確保と利便性の向上が図られ、停電時の交通障害も解消されました。

町道の整備についても併せて実施されたことから、今後予定されている大留地区複合施設の活用、公共交通機関との連携、交差点の周辺環境の整備など、住民の利便性及び生活環境の向上に向けた整備が必要です。

オ 本町の橋梁については、経年劣化が進んでいる現状にあり、修繕工事を実施しています。歩行者及び車両通行の安全性を確保するため、橋梁の点検を行い、長寿命化修繕計画に基づいた修繕工事を継続して実施していく必要があります。

カ 本町の林道及びそれに付随する橋梁等については、経年劣化が進んでいる現状に

あります。豪雨等による自然災害の被害軽減や森林管理の効率化のほか、車両通行の安全性を確保するため、林道等の点検を行い、個別計画に基づいた改良工事を実施する必要があります。

## ② 交通基盤の充実

ア 民間事業者による路線バスが運行されていますが、人口減少と自家用車の普及等に加え、利便性の悪さから利用者が著しく減少している状況にあることから、令和2年度より運転免許証を自主返納した高齢者に対する定額利用券の交付、ICカード乗車券を活用した定額運賃制度を実施しています。これにより高齢者の運転免許証の自主返納を促し、高齢者の交通事故の防止や路線バス利用者の増加を図る取り組みを実施しています。車を運転できない未成年者や高齢者等にとっては、通学や通院、買い物など日常生活に必要不可欠な交通手段であり、今後も様々な取り組みを実施していくほか、補助事業を継続しつつ、住民の生活交通手段の確保が必要となっています。

イ 路線バス以外の唯一の交通手段であるハイヤー事業者については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経営状況の悪化から事業存続が困難な状況となっていることから、令和2年度に新規補助事業を新設し、運営事業費の一部を補助しています。今後も補助事業を継続することで、運営の基盤強化と安定を図り、地域交通の維持確保に努めていく必要があります。

## (2) その対策

### 重要業績評価指標

- 道路等の危険施設解消 5年間で7施設
- 年間バス利用者数 5年間で10,000人増

#### ① 道路基盤の充実

##### ア 道路・交通・通信基盤の充実（国道・道道・町道の整備）

広域的な交通アクセスの向上に向け、主要道道や高規格幹線道路の整備促進をはじめ、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に要請します。

また、国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進めます。

##### イ 道路・交通・通信基盤の充実（安全で快適な道づくりの推進）

道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。

また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

(ア) 道路、橋りょうなどの老朽化に対して、安全性を確保できるよう点検及び補修を実施します。

##### ウ 防災対策の推進（総合的な防災体制の確立）

自然災害による被害の防止・縮小、強靭な地域づくりのため、事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。

また、住民及び国・北海道等の関係機関との情報共有や医療機関との連携を図り、緊密な連携と協力による総合的な防災体制の充実を図ります。

#### ② 交通基盤の充実

##### ア 道路・交通・通信基盤の充実（公共交通機関の充実）

住民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、公共交通機関の維持・確保、利用者の利便性の向上に努めます。

(ア) 地域住民の移動手段を確保するため、フリー乗降やバス停の増加等、生活路線バスの利便性を高め、乗車料金の低定額制を導入し、利用者の増加を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|---------------------------|---|------|----|
| 4 交通施設<br>の整備、<br>交通手段<br>の確保 | (1) 市町村道                  |   |      |    |
|                               |                           | 道路<br>道路施設現況調査<br>(舗装・道路付属物・防雪棚)<br>改修工事<br>扇石木ノ子線 L=270m<br>宮越線 L=100m<br>豊留通学線 L=200m                                     | 上ノ国町 |    |
|                               | 橋 梁                       | 道路橋梁保全対策事業<br>道路台帳のデジタル化  | 上ノ国町 |    |
|                               |                           | 橋梁長寿命化修繕事業<br>橋梁点検 N=59橋<br>長寿命化計画 N=59橋<br>実施設計 N=6橋<br>橋梁長寿命化 N=9橋<br>古川橋、小森大橋、滝の沢橋、<br>岡ノ沢橋、二階沢橋、天神橋、<br>早川4号橋、葉月橋、目名2号橋 | 上ノ国町 |    |
|                               | その他                       | 防雪柵設置事業<br>中須田地区<br>雪況調査、用地取得、実施設計<br>防雪柵設置 L=567.5m  | 上ノ国町 |    |
|                               |                           | 町道扇石木ノ子線災害防除事業<br>落石防護対策 L=49m  | 上ノ国町 |    |
|                               | (3) 林道                    |   |      |    |
|                               |                           | 林道改良事業<br>(茂平内線)<br>路線測量、路線改良 L=5,176m<br>橋梁長寿命化 N=2橋   | 北海道  |    |
|                               | (9) 過疎地域持<br>続的発展特<br>別事業 |   |      |    |
|                               | 公共交通                      | 交通企画事業<br>(生活交通路線維持)<br>小砂子線路線維持のためバス運行経費<br>を負担  | 上ノ国町 |    |

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---|------|----|
|               |              | 交通企画事業<br>(ハイヤー運営事業費補助)<br>町内唯一のハイヤー事業者へ運営費補助 | 上ノ国町 |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の最上位計画である第6次上ノ国町総合計画のほか、上ノ国町創生総合戦略、上ノ国町強靭化計画、上ノ国町公共施設等総合管理計画を策定しています。

上ノ国町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、本計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 防災対策の充実

ア 自然災害による被害の防止・縮小、強靭な地域づくりの推進のため、令和2年度に地域防災計画、津波避難計画、洪水ハザードマップ、各種マニュアル等の見直しを行い、地域防災計画概要版、洪水ハザードマップ等を町内全世帯へ配布することにより、住民の防災意識の高揚に努めてきましたが、地域の防災力の向上を図るために、関係機関・団体と連携し、自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、老朽化した避難階段の維持補修、計画的な資機材の整備や備蓄品の配備等に努める必要があります。

#### ② 安心・安全な環境づくりの推進

ア 住民に対する火災予防思想の普及により、年々火災発生件数は減少していますが、消防団員の高齢化や団員数の減少が課題となっており、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上等、消防団活性化対策を推進する必要があります。

また、高齢化の急激な進行並びに多種多様な事案に対応できるよう、訓練や研修の実施のほか、防火講習・消火訓練・救命講習を積極的に実施することにより、火災予防・初期消火・救命率向上に関する知識を普及・啓発するとともに、老朽化した消防施設の整備や消防車両・救急車両・資機材の計画的な導入・更新を行う必要があります。

イ 交通事故の状況は、交通死亡事故ゼロが令和3年2月28日に4,500日を達成し、平成20年11月3日に発生した交通死亡事故から12年以上死亡事故が発生していない状況であり、渡島・檜山管内では最長、北海道内では8番目の長期記録であります。

交通事故死ゼロ5,000日達成を目標とし、交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して子どもから高齢者までの年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転根絶PRや交通安全旗の設置など、継続して住民の交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。

ウ 生活様式の変化などに伴い、犯罪も多種多様化しており、地域防犯体制の充実を図り、防犯協会や町内会、学校等での地域安全活動の促進のほか、警察や関係機関・団体と連携して啓発活動や情報提供等を行うなど、継続して住民の防犯意識の高揚を図っていく必要があります。

#### ③ 環境保全の推進

ア 海・山・川と身近な生活空間には自然が満ちあふれ、この美しい豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、環境保全に係る啓発活動や環境学習を積極的に進め、住民の環境保全意識の高揚を図るとともに、自然環境や地球環境と調和した持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組む必要があります。

また、公共施設等の節電やエネルギー使用量抑制に取り組み、CO<sub>2</sub>排出量の削減に努め、継続して地球温暖化対策を推進していく必要があります。

イ ゴミ及びし尿の収集処理については、南部5町（江差町、上ノ国町、厚沢部町、

乙部町、八雲町（熊石地区））で組織する南部檜山衛生処理組合で共同処理を行っています。

ゴミ処理については、平成8年度に分別収集と有料化が実施され、その制度についても住民に浸透してきているものの、生活様式の変化に伴う様々な種類のゴミが大量に排出されおり、ゴミの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努める必要があります。また、町内会などが中心に古紙、缶などのリサイクル活動を行っており、ゴミの減量化や再資源化が定着しているものの、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴い、家電などの不法投棄が後を絶たない状況であり、広報誌等の啓発活動のほか、監視体制の強化を図る必要があります。

し尿処理については、下水道の普及により年々減少しているものの、水洗化工事には多額な費用がかかることから高齢者世帯を中心に普及向上は難しいため、当分の間、し尿収集車に依存しなければならない状況にあります。

#### ④ 生活環境の整備

ア 水道事業については、一部を除く町内全地区において公共水道が整備されており、水道普及率は92.6%となっています。平成29年度に上水道事業を簡易水道事業に統合し、以後一体的運営による経営基盤の強化に努めていますが、水道施設の老朽化が進んでおり、水質の安全及び安定供給の確保を図るため、計画的に更新する必要があります。

下水道事業については、上ノ国地区を特定環境保全公共下水道事業、汐吹地区を漁業集落環境整備事業として、それぞれ平成10年度に整備計画を策定し、平成15年から一部供用開始されていますが、令和2年3月末現在で水洗化率が59.0%と依然として低く推移している状況にあることから、今後は加入率向上に向けたさらなる取り組みを実施するとともに、老朽化した下水道施設についても、計画的に更新する必要があります。また、下水道事業計画区域外の地区については、平成22年に上ノ国町生活排水処理基本計画を策定し、合併処理浄化槽整備事業を推進しており、今後も合併処理浄化槽の設置を推進していく必要があります。

イ 公営住宅については、昭和29年度から逐次計画的に整備されてきており、令和2年度時点で団地数は9団地、管理戸数は287戸（公営住宅275戸・特定公共賃貸住宅12戸）を有していますが、老朽化が激しく維持補修費が増大しています。平成14年度に公営住宅ストック総合活用計画、平成22年度に公営住宅再生計画、平成27年度に公共施設等総合管理計画を策定し、公営住宅ストックの長寿命化、ライフサイクルコストの縮減、ストックの有効活用など、計画的に整備を行ってきました。令和2年度には、人口減少、少子高齢化の進展などの社会環境の変化や国の策定指針の改定等に対応するため、公営住宅等長寿命化計画を策定し、現状に即した効率的な公営住宅の維持管理や改修、建替え又は用途廃止等を計画的に実施していく必要があります。

ウ 人口の自然動態や社会動態のほか、超高齢化に伴う高齢者の施設入所等により、適正な維持管理がされずに放置されている空き家が急増している状況にあります。周辺環境に悪影響を与えることや周辺住民に被害が及ぶ可能性もあることから、早急に空き家の有効活用や危険空き家対策を進める必要があります。

エ 少子高齢化の影響による人口減少に伴い、利用していない公共施設が多数存在しており、町有財産の有効活用・利用促進を積極的に推進していますが、経年劣化が

著しく、危険な状況となっている施設があります。周辺環境に悪影響を与えることや周辺住民に被害が及ぶ可能性もあることから、早急に解体工事を進める必要があります。

## (2) その対策

### 重要業績評価指標

- 避難階段の補修 5年間で5箇所
- 燃料の備蓄 5年間で30箇所
- 消防団員数 110名（維持）
- 講習・訓練の実施回数 5年間で75回
- CO<sub>2</sub>排出量の削減 5年間で12.4%減
- 空き家の有効活用・解体 5年間で40件

#### ① 防災対策の充実

##### ア 防災対策の推進（総合的な防災体制の確立）

自然災害による被害の防止・縮小、強靭な地域づくりのため、事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。

また、住民及び国・北海道等の関係機関との情報共有や医療機関との連携を図り、緊密な連携と協力による総合的な防災体制の充実を図ります。

(ア) 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。

(イ) 災害発生時の住民の安全確保のため、老朽化した避難階段の維持補修を図ります。

(ウ) 自然災害による被害を防止、軽減するため、地域防災計画、津波避難計画、津波ハザードマップなどの見直しを行います。

##### イ 防災対策の推進（地域での防災力の強化）

地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化など、防災・減災意識の高揚を図ります。

##### ウ 防災対策の推進（災害に備えた備蓄の整備）

災害発生時の物流機能の停止を想定し、公的備蓄のほか、家庭内備蓄や自主防災組織等による地域内備蓄の取り組みを推進します。また、災害備蓄計画の見直しを行うとともに、個人や地域では賄いきれない資機材についても計画的に整備し、避難所の資機材や避難生活に必要な備蓄の配備充実を図ります。

(ア) 災害発生時の物流機能の停止を想定し、災害備蓄計画の見直しを行い、計画的な資機材（非常用電源、水中ポンプなど）の整備や備蓄（燃料、非常食、生活必需品等）の配備充実を図ります。

##### エ 防災対策の推進（治山・治水対策の推進）

土砂災害防止のための急傾斜地崩壊対策をはじめ、護岸の整備や山地災害防止など、治山・治水対策を進めます。

#### ② 安心・安全な環境づくりの推進

##### ア 安心・安全な環境づくりの推進（常備消防・救急体制の充実）

老朽化した消防施設の整備を行うとともに、消防車・救急車等車両・資機材の計

画的な導入や更新、多種多様化する事案に対応する訓練及び研修により、消防力を強化します。

(ア) 常備消防・救急体制の充実を図るため、老朽化した上ノ国町消防署や消防分団庁舎の建て替え、防火水槽・消火栓の新設や更新、消防車・救急車両の更新等、資機材の計画的な整備を推進します。

イ 安心・安全な環境づくりの推進（消防団の活性化）

消防団の重要性等に関する住民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上等、消防団活性化対策を進めます。

(ア) 消防団の活性化を図るため、住民に対する啓発活動を行うとともに、消防団員の補充対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上を図ります。

ウ 安心・安全な環境づくりの推進（火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及）

住民や各団体を対象とした防火講習・消火訓練・救命講習を積極的に実施し、火災予防・初期消火・救命率向上に関する知識を普及・啓発します。

(ア) 火災予防・初期消火・救急救命の知識の普及を図るため、住民や各種団体を対象とした防火講習・消火訓練・救命講習を積極的に実施します。

エ 安心・安全な環境づくりの推進（交通安全意識の高揚と施設の整備）

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転根絶のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

また、交通の安全を確保するため、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進め、必要に応じて信号機等の設置を関係機関へ要請します。

オ 安心・安全な環境づくりの推進（防犯意識の高揚）

町内会や事業所、学校等での自主的な地域安全活動を促進するため、警察や関係機関との連携のもと、啓発活動や情報提供等を進め、意識の高揚を図ります。

### ③ 環境保全の推進

ア 環境保全の推進（環境保全意識の高揚）

環境保全に関わる啓発活動や環境学習を積極的に進め、住民の環境保全意識の高揚を図ります。

イ 環境保全の推進（地球温暖化対策の推進）

公共施設等の節電やエネルギー使用量抑制に継続して取り組み、CO<sub>2</sub>の排出量の削減に努めることで、地球温暖化対策を推進します。

(ア) 省エネルギー社会の実現に向け、公共施設等の節電対策や設備改修等を実施し、CO<sub>2</sub>の排出量削減に努め、地球温暖化対策を推進します。

ウ 環境保全の推進（ゴミ収集・処理体制の充実）

広域的な処理体制のもと、ゴミの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めます。

エ 環境保全の推進（ゴミの減量化・リサイクル活動の促進）

住民や事業者の自主的な分別排出やリサイクル活動を促進し、ゴミの減量化を進めます。

オ 環境保全の推進（ゴミの不法投棄の防止）

広報紙等の啓発活動を通じて、警察や町内会等と連携して不法投棄の監視体制の

強化を図ります。

#### ④ 生活環境の整備

##### ア 生活環境の整備（生活排水施設の整備）

住民の理解と協力を求めながら、公共下水道施設の更新や個別排水施設の整備を進めるとともに、適正な管理に努めます。また、既に供用を開始している区域については、下水道への接続を促進します。

##### イ 生活環境の整備（水道事業運営の基盤強化）

老朽化した水道施設の改善を図り、事務事業の合理化、水道施設維持管理の効率化や経費の節減など、水道事業の健全運営に努めます。

##### ウ 生活環境の整備（空き家対策の推進）

空き家の実態把握に努め、所有者の空き家に対する適正な管理や意識向上を促すとともに、空き家の有効活用の推進や安全性の低下した危険空き家対策に努めます。

(ア) 空き家の実態把握に努め、所有者に対して空き家の適正管理や意識向上を促すとともに、空き家の有効活用や危険空き家対策を推進します。

##### エ 生活環境の整備（公営住宅の整備）

だれもが安全で安心して暮らせる住まいづくりなど、総合的な居住環境の向上を目指し、老朽化した公営住宅等の建て替えや改善を図ります。

(ア) 公営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅を建て替えし、長寿命化と快適な住環境を促進します。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---|------|----|
| 5 生活環境<br>の整備 | (1) 水道施設     |   |      |    |
|               | 簡易水道         | 簡易水道統合事業<br><br>実施設計<br>上ノ国浄水場施設整備<br>導水管更新<br>木ノ子地区 L=920m<br>湯ノ岱地区 L=1,179m<br>配水管更新<br>湯ノ岱地区 L=648m<br>上ノ国地区 L=3,839m<br>中須田地区 L=12m | 上ノ国町 |    |
|               | (2) 下水処理施設   |   |      |    |
|               | 公共下水道        | 特環施設整備事業<br><br>実施設計<br>マンホールポンプ電気設備更新<br>12箇所<br>マンホールポンプ更新<br>28台<br>江差・上ノ国下水道管理センター<br>電気設備更新、管理棟等改修                                 | 上ノ国町 |    |
|               | 農村集落排水施設     | 漁排施設整備事業<br><br>実施設計<br>マンホールポンプ電気設備更新<br>9箇所<br>マンホールポンプ更新<br>12台<br>処理場電気設備更新   | 上ノ国町 |    |
|               | その他          | 合併施設整備事業<br><br>合併処理浄化槽整備 15基   | 上ノ国町 |    |
|               | (5) 消防施設     |   |      |    |
|               |              | 消火栓整備事業<br><br>消火栓更新 33箇所   | 上ノ国町 |    |
|               |              | 消防ポンプ自動車購入事業<br><br>CD-I型 2台  | 行政組合 |    |

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分             | 事業名<br>(施設名) | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------|--------------|--|------|----|
|                           |              | 上ノ国消防署庁舎建替事業<br><br>実施設計<br>庁舎建設工事<br>旧庁舎解体工事  | 行政組合 |    |
|                           |              | 救急自動車・指令車購入事業<br><br>救急自動車購入 1台<br>指令車購入 1台  | 行政組合 |    |
|                           |              | 消防分団庁舎建替事業<br><br>分団庁舎建替 3箇所<br>旧分団庁舎解体 3箇所  | 行政組合 |    |
|                           |              | 大型水槽車購入事業<br><br>大型水槽車 (10t) 購入 1台   | 行政組合 |    |
| (6) 公営住宅                  |              |  |      |    |
|                           |              | 公営住宅ストック総合改善事業<br><br>石崎団地長寿命化改修<br>公営住宅 4棟24戸<br>特公賃住宅 1棟4戸                           | 上ノ国町 |    |
|                           |              | 公営住宅建設事業<br><br>中崎団地建替<br>基本設計、実施設計<br>建替 4棟22戸<br>解体 1棟4戸<br>公園整備 1,326m <sup>2</sup> | 上ノ国町 |    |
| (7) 過疎地域持<br>続的発展特<br>別事業 |              |  |      |    |
| 危険施設撤<br>去                |              | 町有財産解体事業<br><br>旧新村児童館の解体 206.89m <sup>2</sup>   | 上ノ国町 |    |
| (8) その他                   |              |  |      |    |
|                           |              | 容器包装リサイクル事業<br><br>リサイクル活動団体への補助 17団体  | 上ノ国町 |    |
|                           |              | 空き家等除去補助事業<br><br>危険空き家の解体費用の補助  | 上ノ国町 |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の最上位計画である第6次上ノ国町総合計画のほか、上ノ国町創生総合戦略、上ノ国町強靭化計画、上ノ国町公共施設等総合管理計画を策定しています。

上ノ国町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、本計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ① 子育て支援の充実

ア　急速な少子化、核家族化の進行、共働き世帯の増加、情報化の進展などにより、地域社会等における子どもの育ちをめぐる環境や家庭における親の子育て環境が希薄化し、子どもの精神的な自立の遅れや社会性の不足が顕著となってきています。次世代を担う子どもが規範意識や社会性、思いやる心等を身につけ、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じた体験活動等の機会を充実させる必要があります。

イ　町内には、町立保育所が2箇所開設していましたが、施設の老朽化や入所児童数の減少から、令和3年度に統合しました。令和2年度には、保育所、放課後児童クラブ、子ども発達支援センターを兼ね備えた子ども支援センターが新設され、令和3年度には、園庭及び駐車場などの周辺整備が行われる予定であり、子育て施策の連携及び子育て環境の充実が図られています。今後はさらに入所児童は減少傾向にあることから、効率的な運営を図っていくとともに、乳児保育や障がい児保育、保育時間の延長など多様化する保育ニーズの提供体制に対応していくことが必要あります。また、親の就労など、昼間保護者のいない子どもの健全育成を図るため、放課後児童育成対策を推進していく必要があります。

#### ② 健康づくりの推進

ア　生活水準の向上と医療の進歩などにより平均寿命は伸び、その一方で超高齢化の影響やライフスタイルの多様化などに伴い、健康を取り巻く新たな課題が拡大し、健康づくりに対する関心が高まっています。超高齢化社会に対応するため、すべての住民が自分の健康について考え、一人ひとりが自分の健康づくりを実践していくことが重要です。すべての住民が健やかに暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関等が連携した健康に関する教育・指導・相談等の体制を整え、住民が主体となる健康づくりを推進していく必要があります。

イ　母子、乳幼児、児童生徒、成人、高齢者に対し健康診断、各種検診、予防接種、健康教育、健康相談、保健指導等を実施するとともに、受診率向上のための健康ポイント事業、各種予防接種や脳ドック費用の支援などを実施しています。また、事後指導の実施など、機能回復に力点を置き事業を推進していますが、精密検査の受診率が低く、事後指導についても生活習慣病の予防に結びついていない状況にあることから、医療、福祉、教育分野などの連携により保健事業を進めていく必要があります。

#### ③ 高齢者福祉の充実

本町における65歳以上の高齢者人口は、平成27年の国勢調査で1,943人で高齢化率は39.8%と全道、全国の平均値を大幅に上回り、これまでの状況をはるかに超えた超高齢化社会を迎えてます。令和2年では、高齢者のいる1,433世帯のうち、高齢者単身世帯は696世帯、また夫婦2人ともに65歳以上の世帯も478世帯となっており、

高齢者だけの世帯が総世帯数の58%以上を占めています。要介護（要支援）認定者数についても年ごとの増減はあるものの増加傾向にあり、令和2年に402人と65歳以上の高齢者の約20%の方が要介護（要支援）認定を受けており、居宅サービスや施設サービス等を利用しながら生活している現状にあります。

#### 町・北海道・全国の高齢者比率の推移（国勢調査）

|      | 昭和50年 | 平成2年  | 平成17年 | 平成27年 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 上ノ国町 | 8.5%  | 17.0% | 29.4% | 39.8% |
| 北海道  | 6.9%  | 12.0% | 21.4% | 29.1% |
| 全国   | 7.9%  | 12.0% | 20.1% | 26.6% |

ア 平成12年4月に導入された介護保険制度は、介護予防重視型の制度へ転換され、介護と医療の連携、介護給付の見直しなどの改正が行われ、現在に至っていますが、被保険者数の増加により、給付費と保険料が年々増加しており、地域包括支援センターや事業所等と連携を図り、介護給付の適正化に努める必要があります。

イ 「だれもが生涯健やかに自分らしく暮らせるまち」を基本理念とし、町内で暮らす高齢者が住み慣れた地域において、可能な限り安心して生活できるような高齢者施策を実施するため、令和3年3月に第8期となる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。この計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅生活の支援の充実や社会参加の促進と共に、将来を見据えた地域包括ケアシステムの深化と充実に向けて、保健医療・福祉などの関係機関・団体と連携して事業を展開していく必要があります。

ウ 高齢者等の地域保健福祉サービスを推進するための拠点として整備された高齢者等健康づくり総合交流センターについては、建築から18年が経過し、給排水設備及び暖房機器等が老朽化している状況にあります。要援護高齢者等の福祉及び町民の健康づくりを推進すること、また、保健・福祉・医療の連携等に必要不可欠な施設であり、早急な改修工事が必要となっております。

#### ④ 障がい者福祉の充実

本町における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付件数は、令和2年11月で470人、人口の約10%となっており、年ごとの増減はあるものの増加傾向にあり、302の方が障害福祉サービス等の支給決定を受け、居宅介護や施設入所支援等のサービスを利用しながら生活している現状にあります。

ア 「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の提供」、「地域生活への移行・継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「障害のある児童の健やかな育成のための発達支援」を基本理念とし、令和3年3月に第6期となる障害福祉計画・第2期となる障害児福祉計画を策定しました。障がい者等が必要な障害福祉サービスやその他の支援を受け、自立した生活や社会参加ができるよう、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の基盤整備を推進していく必要があります。

イ 令和2年度に保育所、放課後児童クラブ、子ども発達支援センターを兼ね備えた

子ども支援センターが新設され、子育て施策の連携及び子育て環境の充実を図りました。障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容の推進に努めるとともに、障がいがある児童への専門的な支援を提供する地域支援体制の構築、ライフステージに応じた、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した切れ目のない支援体制の構築を図る必要があります。

## ⑤ 地域福祉の充実

ア 本町の特別養護老人ホームについては、昭和57年に完成し、昭和58年4月より事業を開始しています。建設から約40年経過し、施設の老朽化が進んでいることから、入所者の福祉の向上を図るため、施設の大規模改修が必要となります。

また、災害時の福祉避難所として指定していることから、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、生活における特別な配慮が受けられるよう、施設及び体制の整備が必要となっております。

イ 自分らしく住み慣れた地域の中で暮らしたいと考えている方は多く、介護の状態や障がいの有無に関わらず、安心して暮らせる環境づくりが必要あります。社会福祉協議会をはじめ、各種団体との連携強化や人材の資質向上を図るとともに、地域も交えた持続可能な地域福祉の充実に努める必要があります。

ウ 認知症や精神障がい・知的障がいなどで判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、社会福祉協議会で運営している成年後見センターへの補助を実施し、支援体制の整備を図ってきました。成年後見制度の周知のほか、市民後見人の養成やフォローアップ等の人材育成などの支援体制の充実を図る必要があります。

エ 平成7年に建設した総合福祉センターについては、小規模な改修工事等を実施するなど、適正な管理のもと継続して運用していますが、老朽化が進んでおり、大規模な改修が必要な時期となっています。本施設は、社会福祉、生涯学習、地域福祉活動の展開と地域文化の創造を図る拠点として位置付けられており、早急な改修が必要あります。

## (2) その対策

### 重要業績評価指標

- 保育適齢児童数に対する保育充足率 5年間で10%増
- がん検診受診率 5年間で20%増
- 特定相談支援事業所 1箇所（維持）
- 介護老人福祉施設 1箇所（維持）
- 成年後見センター 1箇所（維持）

#### ① 子育て支援の充実

##### ア 子育て支援の充実（保育サービスの充実）

多様化する保育ニーズに対応するため、保育内容などの充実を図ります。

- (ア) 子育て環境の充実を図るため、保育所及び学童保育、子ども発達支援センターを兼ね備えた子ども支援センターを整備します。

#### ② 健康づくりの推進

##### ア 健康づくりの推進（健康づくり意識の高揚）

住民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図るため、啓発活動の継続や健康づくり教室を開催します。

##### イ 健康づくりの推進（特定健康診査と各種検診の充実）

特定健康診査及び各種検診（がん検診やABC検診等）の充実を図り、受診率の向上を目指します。

また、生活習慣病予防のための特定保健指導を継続的に実施します。

- (ア) 健康な暮らしを支えるため、各種予防接種や脳ドックなどの費用に対して支援を行います。

- (イ) 住民の健康増進を図るため、特定健診及び各種検診（がん検診やABC検診等）事業を実施するとともに保健指導、健康教育を行います。

##### ウ 健康づくりの推進（母子保健の推進）

安心して子どもを産み育てられるよう妊娠期から出産・育児までの健康診査・相談指導体制の充実に努めます。

- (ア) 少子化対策のため、妊婦健診時の診察料や交通費、出産後の検診料及び不妊治療の費用に対して支援を行います。

#### ③ 高齢者福祉の充実

##### ア 高齢者福祉の充実（介護予防・啓発活動の推進）

要介護状態等となることを予防し、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて社会参加し、一人ひとりが生きがいのある人生を送ることができるよう介護予防の推進に努めます。

##### イ 高齢者福祉の充実（要介護者等への支援の推進）

要介護状態等になつても介護サービス、その他必要な支援を受けながら、生きがいや役割を持って生活できるよう支援の推進に努めます。

- (ア) 高齢になつても住み慣れた地域で生活できるよう、保健・医療・福祉の側面から総合的に支援する体制の充実を図ります。

#### ウ 高齢者福祉の充実（生きがいづくりの推進）

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援、健康づくり交流の場の提供に努めます。

- (ア) 高齢者が充実した生活が送れるよう、多様な社会参加活動を推進する老人クラブ連合会に対して、運営費を助成します。

#### ④ 障がい者福祉の充実

##### ア 障がい者福祉の充実（障がい者支援の推進）

障がいのある人の自立した地域生活を支えるため、個々のニーズに応じた障がい福祉サービスの利用を自分で選択し、本人らしく生活できるよう支援の推進に努めます。

- (ア) 障がい者等が自立した生活ができるよう、相談支援体制の整備を図ります。

##### イ 障がい者福祉の充実（子ども発達支援の充実）

発達の遅れや障がいが認められる子どもに対し、きめ細やかな相談支援を行い、切れ目なく療育や教育が受けられるよう支援の充実を図ります。

- (ア) 発達の遅れや障がいが認められる子どもやその家族に対して、質の高い児童発達支援を行います。

##### ウ 障がい者福祉の充実（啓発活動等の推進）

ノーマライゼーションの理解を深めるため、広く住民への理解の醸成を図ります。

#### ⑤ 地域福祉の充実

##### ア 地域福祉の充実（地域福祉の推進）

社会福祉協議会をはじめ、ボランティアの活動支援や見守り支援の整備及び災害時要配慮者対策に努めます。また、社会福祉施設の整備等により、利用者の福祉の向上を図ります。

- (ア) 介護老人福祉施設入所者の福祉の向上を図るため、施設の大規模改修に対して支援します。

##### イ 地域福祉の充実（権利擁護の推進）

判断能力が不十分な方の保護、支援を図るため成年後見制度等を周知及び支援の充実に努めます。

- (ア) 判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、支援体制の充実を図ります。

##### ウ 社会教育・生涯学習の推進（社会教育関連施設の充実）

社会教育活動の拠点となる総合福祉センターなどの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた運用を検討するなど、施設の有効活用を図ります。

- (ア) 文化活動・生涯学習活動の拠点機能をもつ総合福祉センターの改善改修を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|---------------------------|--|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設                |  |      |    |
|                               | 保育所                       | 子ども支援センター建設事業<br><br>庭園整備 1,118.77m <sup>2</sup><br>駐車場整備 1,554.98m <sup>2</sup><br>旧保育所解体 722.612m <sup>2</sup> | 上ノ国町 |    |
|                               | (3) 高齢者福祉施設               |  |      |    |
|                               | 高齢者生活<br>福祉センタ<br>ー       | 高齢者等健康づくり総合交流センター改<br>修事業<br><br>長寿命化改修<br>給排水改修   | 上ノ国町 |    |
|                               | 老人ホーム                     | 特別養護老人ホーム改修助成事業<br><br>社会福祉法人上ノ国福祉会が運営する<br>老人ホーム改修への補助  | 民間   |    |
|                               | (8) 過疎地域持<br>続的発展特<br>別事業 |  |      |    |
|                               | 児童福祉                      | 放課後児童健全育成事業<br><br>一時保育の実施 定員90名   | 上ノ国町 |    |
|                               | 高齢者・障<br>害者福祉             | 老人クラブ連合会助成事業<br><br>単位老人クラブ及び老人クラブ連合会<br>の運営費に対する補助  | 上ノ国町 |    |
|                               | 健康づくり                     | 精神障害者対策事業<br><br>共同作業所の運営費の負担<br>交通費の補助  | 上ノ国町 |    |
|                               |                           | 小児慢性特定疾患患者等通院交通費助成<br>事業<br><br>通院・通院訓練に要する交通費の補助  | 上ノ国町 |    |
|                               |                           | がん対策推進事業<br><br>各種がん検診費用の助成  | 上ノ国町 |    |
|                               |                           | 脳ドック検診推進事業<br><br>脳ドック検診費用の助成  | 上ノ国町 |    |
|                               |                           | 予防接種事業<br><br>インフルエンザ・風疹・肺炎球菌等の<br>予防接種費用の助成   | 上ノ国町 |    |

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---|------|----|
|               |              | 母子保健活動事業<br>(妊婦健診・交通費助成)<br>出産する妊婦に対し健診料・交通費の助成 | 上ノ国町 |    |
|               |              | 母子保健活動事業<br>(産後健診費用助成)<br>産後における健診料・交通費の助成      | 上ノ国町 |    |
| (9) その他       |              |   |      |    |
|               |              | 総合福祉センター改修事業<br>ボイラー改修                          | 上ノ国町 |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の最上位計画である第6次上ノ国町総合計画のほか、上ノ国町創生総合戦略、上ノ国町強靭化計画、上ノ国町公共施設等総合管理計画を策定しています。

上ノ国町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、本計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 地域医療の充実

ア 第一次医療施設として、一般診療所2箇所、歯科診療所2箇所が設置されていますが、診療科目が少ないため、第二次医療圏の江差町や第三次医療圏の函館市で受診している状況にあります。第二次医療圏のセンター病院である北海道立江差病院は、平成10年度に移転改築したことにより、病院までの距離が遠く、時間も要することになったことから、身体的・経済的にも負担となっています。

第一次医療圏としての機能を果たし、医療ニーズの高度化や多様化に対応するため、老朽化した施設や医療機器の整備に努めるとともに、地域で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実を図る必要があります。

イ 子育て世帯の生活の安定を図るために、18歳以下の乳幼児から高校生までを対象として、医療保険自己負担額や保育料、学童保育、給食費等の費用の無償化を実施しています。次世代を担う子どもを安心して生み育てられるよう、継続して支援していく必要があります。

ウ 本町では、少子化対策として、子育て世帯への支援、不妊治療費用（治療費・交通費・宿泊費）の支援を行っていますが、依然として少子化の流れに歯止めがかからない状況となっており、継続して支援を実施していくほか、住民のニーズに沿った新たな少子化対策を検討し、実施していく必要があります。

## (2) その対策

### 重要業績評価指標

- 地域医療の拠点形成 1箇所（維持）
- 診療所・歯科診療所 各2箇所（維持）

#### ① 地域医療の充実

##### ア 地域医療の充実（地域医療体制の充実）

医療体制の充実を図るため、施設や医療機器の整備に努めます。

(ア) 本町において医師・看護師として業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を支援します。

(イ) 上ノ国診療所、石崎診療所、上ノ国歯科診療所、石崎歯科診療所の充実を図るため、施設や医療機器を整備します。

##### イ 地域医療の充実（救急医療の充実）

救急患者の救命のため、関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実を図ります。

(ア) 医療法人雄心会江差脳神経外科クリニックが実施する救急医療及び救急搬送に係る経費を上ノ国町・江差町・厚沢部町・乙部町の4町で負担します。

(イ) 重篤な疾病者を早期治療につなげるよう道南ドクターヘリの運航経費を2市16町で負担します。

##### ウ 子育て支援の充実（子育て支援の充実）

子ども・子育て支援事業計画に基づき留守家庭児童保育事業等の充実を図ります。

また、子育て世帯の生活の安定を図るため、各種負担額（高校生までの医療保険自己負担額や保育料等）への支援に努めます。

(ア) 子育て世代の経済的負担を軽減するため、18歳以下の乳幼児から高校生までを対象に、医療保険自己負担額や保育料、学童保育、給食費等の費用に対して支援します。

##### エ 健康づくりの推進（母子保健の推進）

安心して子どもを産み育てられるよう妊娠期から出産・育児までの健康診査・相談指導体制の充実に努めます。

(ア) 少子化対策のため、妊婦健診時の診察料や交通費、出産後の健診料及び不妊治療の費用に対して支援を行います。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容  | 事業主体                       | 備考 |
|---------------|-------------------|---|----------------------------|----|
| 7 医療の確保       | (1) 診療施設          |   |                            |    |
|               | 診療所               | 町立診療所運営事業<br>(機器整備)<br><br>医療機器整備 一式                                      | 上ノ国町                       |    |
|               | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 |   |                            |    |
|               | 自治体病院             | 町立診療所運営事業<br>(地域医療支援)<br><br>町内医療体制の継続・向上のための経費の負担                        | 上ノ国町                       |    |
|               |                   | 地域医療推進事業<br>(救急医療啓発普及)<br><br>南檜山地域の在宅当番医制による急患発生時の対応及び救急医療水準の向上のための経費の負担 | 上ノ国町                       |    |
|               | 民間病院              | 地域医療推進事業<br>(脳疾患救急搬送特別支援)<br><br>南檜山地域の脳血管疾患の受入機関の救急医療及び救急搬送に係る経費の負担      | 上ノ国町<br>江差町<br>厚沢部町<br>乙部町 |    |
|               |                   | 乳幼児等医療費支給事業<br><br>0歳から18歳（乳幼児・児童・生徒）までの医療費自己負担分の助成                       | 上ノ国町                       |    |
|               | その他               | 特定不妊治療費助成事業<br><br>不妊治療に係る治療費・交通費・宿泊費への補助                                 | 上ノ国町                       |    |
|               |                   | 地域医療推進事業<br>(道南ドクターヘリ運航)<br><br>広域救急医療体制の充実を図るため、運航経費を負担                  | 上ノ国町                       |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の最上位計画である第6次上ノ国町総合計画のほか、上ノ国町創生総合戦略、上ノ国町強靭化計画、上ノ国町公共施設等総合管理計画を策定しています。

上ノ国町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、本計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 社会教育・生涯学習の推進

- ア 社会教育については、生涯学習推進本部のもと、町内5地区に地区生涯学習推進会議が結成され、特色ある事業を展開しています。住民の生涯にわたる学習に対する意欲の高まりや多種多様化する学習ニーズの把握に努め、さらなる社会教育事業の拡充と情報提供を図る必要があります。
- イ 社会教育活動の拠点施設となる総合福祉センターの改善・改修等を図り、利用者ニーズに応じた運用を検討するとともに、様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保、各種社会教育団体の育成・支援に努める必要があります。

#### ② 学校教育の推進

- ア 学校教育については、豊かな自然環境のもとで、人間としての調和のとれた子どもの育成を目指し、地域に根ざした創意ある教育活動を展開してきました。国際化に対応できる環境づくりを図るため、英語指導助手による英会話教室の開催や高校生の海外研修などを実施しており、事業の継続拡充を図るとともに、基礎・基本的学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、ICT機器を活用した指導方法の工夫・改善に努めながら、時代の変化に対応した教育内容の充実を図る必要があります。
- イ 学校施設については、施設の老朽化が進み、毎年の小規模修繕等と計画的大規模改修を実施している状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に伴う改修のほか、生徒の安心・安全な教育環境の確保や教育内容の多様化に対応するため、計画的な学校施設・設備の整備を図る必要があります。
- ウ 子育て世帯の生活の安定を図るため、給食費等の費用の無償化を実施しています。次世代を担う子どもを安心して生み育てられるよう、継続して支援していく必要があります。

#### ③ 次世代を担う人材育成の推進

- ア 急激な時代の変化により、家庭の教育に対する価値観や学習ニーズは多種多様化している現状にあります。成長が急速に進む時期の子どもは、身体と精神のバランスが不安定となり、親もまたその対応に戸惑う時期でもあります。人格形成や生活習慣等についての指導は学校でも行われていますが、家庭や地域での指導もまた重要であり、親同士の連携協力や子育て相談機能の充実を図り、地区生涯学習やPTAによる子どもへの支援を推進していく必要があります。
- イ 時代や価値観の変化により、青少年の社会参加や自主活動等の意識が低くなり、地域との関わりが希薄となっている現状にあります。地域の特性を生かした体験学習や地域行事への参画、ボランティア精神の啓蒙など、地域と関わる機会の充実を図っていく必要があります。
- ウ 生活基盤が脆弱な本町では、就労の場が少なく、青年層の多くが都市圏へ流失する現状にあります。雇用・労働対策を実施しつつ、「教育は、まちづくりの原点である。」ということを再認識し、ふるさとを愛し、ふるさとに根ざした教育により、

まちの未来に貢献できる人材を育む必要があります。そのため、魅力ある学校づくり、地域に根ざした学校づくりを推進し、関係機関・団体と連携協力を図り、上ノ国高等学校の生徒確保に努める必要があります。

#### ④ スポーツ・文化活動の推進

ア 昭和61年のスポーツの町宣言に基づく健康と体力づくりの促進により、社会教育施設については、体育館の老朽化により建設が進められていたスポーツセンターが平成30年度に完成したほか、野球場、スキー場、水泳プール、ゲートボール場、パークゴルフ場等が整備されています。また、学校体育施設の開放やスポーツ行事の開催のほか、スポーツ教室・講演会等も活発に実施するなど、スポーツの活性化が図られています。

競技力の向上を目指す各種スポーツ団体の活動が活発的に実施されている一方で、老朽化している施設の整備・充実が課題となっています。また、住民の健康意識の向上による多様なニーズに対応できるよう、指導者の発掘や関係団体の育成が必要です。

イ 地域の特色を生かした文化祭、講演会を開催することにより、地域の芸術・文化的継承活動を実施していますが、指導者の高齢化などによる関係機関の弱体化が課題となっています。各種団体や指導者の育成・支援のほか、文化祭等の開催や鑑賞・発表機会の充実など、住民の意識の向上を図る必要があります。

ウ 町民プールについては、上ノ国地区と河北地区の2箇所が整備されています。昭和51年に整備された上ノ国地区町民プールについては、整備から45年経過し、老朽化が進んでいることから、建て替えが必要な状況となっています。授業や放課後等に数多くの生徒が利用しているほか、スポーツ・体育施設として、多くの住民が利用しています。多様化する社会体育ニーズへ対応し、幅広いスポーツ活動を推進するため、早急な建て替えが必要です。

エ 令和元年10月には、北海道初となるラウンドアバウト（環状交差点）が運用を開始し、町道の整備についても併せて実施され、大留地区複合施設の整備が予定されています。今後、公共交通機関との連携、交差点の周辺環境の整備など、住民の利便性及び生活環境の向上に向けた整備が必要です。

オ 町内会単位で生活改善センターやコミュニティ施設が整備されていますが、施設等の老朽化が進んでおり、今後大規模改修や長寿命化改修、建て替えなどの検討が必要です。また、地域住民のふれあいの場、活動の場として、適正な施設の維持管理に努めるとともに、コミュニティ施設の整備を図る必要があります。

## (2) その対策

### 重要業績評価指標

- 施設利用者数 5年間で500人増
- 上ノ国高等学校入学者数 毎年20人以上維持

#### ① 社会教育・生涯学習の推進

##### ア 社会教育・生涯学習の推進（社会教育関連施設の充実）

社会教育活動の拠点となる総合福祉センターなどの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた運用を検討するなど、施設の有効活用を図ります。

(ア) 文化活動・生涯学習活動の拠点機能をもつ総合福祉センターの改善改修を図ります。

##### イ 社会教育・生涯学習の推進（特色ある社会教育事業の整備と提供）

多様な学習ニーズの把握に努め、特色ある社会教育事業の整備と情報提供の充実を図ります。

##### ウ 社会教育・生涯学習の推進（指導者の育成と団体等の活動支援）

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、生涯学習活動への支援、各種社会教育団体の育成・支援に努め、学習活動を促進します。

(ア) 生涯学習・文化団体の支援を行うとともに、各種講演会や文化公演を実施し、生涯学習活動と文化活動の浸透を図ります。

#### ② 学校教育の推進

##### ア 学校教育の推進（学校教育の充実）

学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、指導方法の工夫改善に努めながら、国際化、情報化など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。また、学校と家庭・地域社会との相互理解を深め、健全な児童生徒の育成に努めます。

##### イ 学校教育の推進（特別支援教育の推進）

関係機関との連携のもと、各学校の施設整備や教員配置のほか、支援員等の配置を検討するなど、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

##### ウ 学校教育の推進（子どもの安全の確保）

子どもを犯罪や交通事故・自然災害から守れるよう、啓発活動を推進するとともに、保護者や学校、地域が連携した安全確保対策の推進を図ります。

##### エ 学校教育の推進（学校施設の整備）

これからの中長期的視点に立った教育需要に対応した学校施設の改修の検討をはじめ、セキュリティ設備の導入など安心・安全な教育環境を確保し、教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な学校施設・設備の整備を図ります。また、教職員住宅については、老朽化等の実態を把握し、計画的に整備を進めます。

##### オ 子育て支援の充実（子育て支援の充実）

子ども・子育て支援事業計画に基づき留守家庭児童保育事業等の充実を図ります。また、子育て世帯の生活の安定を図るため、各種負担額（高校生までの医療保険自己負担額や保育料等）への支援に努めます。

(ア) 子育て世代の経済的負担を軽減するため、18歳以下の乳幼児から高校生まで

を対象に、医療保険自己負担額や保育料、学童保育、給食費等の費用に対して支援します。

### ③ 次世代を担う人材育成の推進

#### ア 次世代を担う人材育成の推進（家庭教育の充実）

親同士の連携協力やグループ学習を進め、子育て相談機能の充実に努めます。さらに、親と子のふれあう体験活動の機会拡充、地区生涯学習やPTAによる子ども支援を進めます。

#### イ 次世代を担う人材育成の推進（青少年教育の充実）

自然、文化、歴史的環境を生かした体験学習の拡充と地域行事への参画、組織化の促進とともに、ボランティア精神の啓蒙、研修会の開催など青年リーダーの養成に努めます。

(ア) 子どもたちの未来を生き抜く力を育むため、地域の人的・物的資源の活用や社会と共有・連携しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む教育の充実を図ります。

#### ウ 次世代を担う人材育成の推進（ふるさと教育の推進）

多くの住民がふるさとに対する興味・関心を持ち、郷土に対する愛着と誇りを育む教育の充実に努めます。

また、今後も予想される社会情勢の変化に対し、上ノ国高等学校の生徒確保のため、各関係機関と連携協力を図るとともに、魅力ある学校づくり、地域に根ざした学校づくりの支援に努めます。

(ア) 大学との連携活動を実施し、大学が有する知的・人的等の資源を活用し、次世代を担う人材育成に努めるとともに魅力あるまちづくりを推進します。

(イ) ふるさとを愛し、ふるさとに根ざした教育により、まちの未来に貢献できる人材を育む上ノ国高校の入学者数を確保するため、教育効果の維持向上を図ります。

### ④ スポーツ・文化活動の推進

#### ア スポーツ・文化活動の推進（スポーツ施設の整備充実・有効活用）

既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、適切な管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

(ア) 住民の健康意識向上及びスポーツ講習等の充実を図るため、町民プールの建て替え、パークゴルフ場の改善改修を図ります。

#### イ スポーツ・文化活動の推進（多様なスポーツ活動の普及促進）

スポーツの必要性や重要性に関する啓発に努めるとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。

また、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツなどの普及を図ります。

(ア) 体育施設を利用した各種教室や講演会を実施し、スポーツ活動の普及を図り、体育団体の育成を推進します。

#### ウ スポーツ・文化活動の推進（スポーツ団体の育成・支援）

体育協会をはじめ、各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努めるとともに、住民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促進します。

(ア) 体育施設を利用した各種教室や講演会を実施し、スポーツ活動の普及を図り、

体育団体の育成を推進します。

エ スポーツ・文化活動の推進（芸術・文化団体の育成・支援）

文化協会をはじめ、各種芸能・文化団体の育成・支援に努めるとともに、住民の  
自主的な芸術・文化活動の一層の活発化に努めます。

オ スポーツ・文化活動の推進（文化イベント等の充実）

地域の特色を生かした文化祭、講演会の開催など、魅力ある文化行事の企画・開  
催を住民との協働のもとに進め、多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発  
表する機会の充実に努めます。

カ 生活環境の整備（コミュニティ施設の整備）

地域住民のふれあいの場や活動の場として、老朽化したコミュニティ施設の整備  
を推進するとともに、施設の維持管理に努めます。

(ア) 地域住民のふれあいの場、活動の場として、施設の適正な維持管理に努める  
とともに、老朽化したコミュニティ施設の整備を推進します。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容  | 事業主体       | 備考 |
|---------------|--------------------|---|------------|----|
| 8 教育の振興       | (1) 学校教育関連施設       |   |            |    |
|               | 校舎                 | 上ノ国中学校大規模改修事業<br><br>実施設計<br>改修工事<br>校舎 3,371m <sup>2</sup><br>屋体 1,237m <sup>2</sup><br>柔剣道場 350m <sup>2</sup>   | 上ノ国町       |    |
|               |                    | 学校施設環境改善事業<br>(小学校)<br>上ノ国小学校・河北小学校<br>空調設備設置 40基   | 上ノ国町       |    |
|               |                    | 学校施設環境改善事業<br>(中学校)<br>上ノ国中学校<br>空調設備設置 23基   | 上ノ国町       |    |
|               | 給食施設               | 学校給食推進事業<br><br>安全安心な給食の提供のため、江差町<br>・上ノ国町学校給食組合が実施する給<br>食施設建設事業費を負担<br><br>江差町・上ノ国町学校給食センター<br>敷地面積 4,601.6m <sup>2</sup><br>鉄骨造平屋建 992.6m <sup>2</sup> | 一部事務<br>組合 |    |
|               | その他                | I C T 環境整備事業<br>(小学校)<br>各小学校のP C教室のパソコン購入<br>45台   | 上ノ国町       |    |
|               |                    | I C T 環境整備事業<br>(中学校)<br>中学校のP C教室のパソコン購入<br>40台  | 上ノ国町       |    |
|               | (3) 集会施設・<br>体育施設等 |   |            |    |
|               | 集会施設               | 大留地区複合施設建設事業<br><br>建築面積 638.38m <sup>2</sup>   | 上ノ国町       |    |

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分         | 事業名<br>(施設名) | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|--------------|--|------|----|
|                   |              | 町内会集会施設整備事業<br><br>女性活動支援センター長寿命化改修<br>429.70m <sup>2</sup><br>扇石多目的集会施設長寿命化改修<br>202.69m <sup>2</sup><br>北村コミュニティセンター長寿命化改修<br>254.23m <sup>2</sup><br>大崎生活改善センター長寿命化改修<br>166.45m <sup>2</sup><br>ハンノキ地区コミュニティ施設長寿命化改修<br>517.49m <sup>2</sup> | 上ノ国町 |    |
|                   | 体育施設         | 上ノ国地区町民プール建設事業<br><br>実施設計、建設工事  | 上ノ国町 |    |
| (4) 過疎地域持続的発展特別事業 |              |  |      |    |
|                   | 義務教育         | 給食費補助金交付事業<br>(小学校)<br><br>小学校給食費の助成   | 上ノ国町 |    |
|                   |              | 給食費補助金交付事業<br>(中学校)<br><br>中学校給食費の助成   | 上ノ国町 |    |
|                   |              | 学校管理運営事業<br>(小学校支援員・介助員)<br><br>支援員5人、介助員1人配置  | 上ノ国町 |    |
|                   |              | 学校管理運営事業<br>(中学校支援員)<br><br>支援員1人配置  | 上ノ国町 |    |
|                   | 高等学校         | 幼小中高連携教育推進事業<br>(生徒海外派遣)<br><br>上ノ国高校生の海外交流・研修経費への助成   | 上ノ国町 |    |
|                   |              | 幼小中高連携教育推進事業<br>(通学費助成)<br><br>上ノ国高校生の通学費への助成  | 上ノ国町 |    |
|                   |              | 幼小中高連携教育推進事業<br>(学力向上推進)<br><br>講座受講料、資格検定受講料、G T E C受講料の補助  | 上ノ国町 |    |

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---------------|--|------|----|
|               | 生涯学習・<br>スポーツ | 生涯学習推進事業<br><br>生涯学習本部及び生涯学習活動への補助                 | 上ノ国町 |    |
|               |               | 英語指導助手招致事業<br><br>英語指導助手招致 1人                      | 上ノ国町 |    |
|               |               | スポーツ活動奨励事業<br><br>各種スポーツ教室の実施、社会体育団体の支援            | 上ノ国町 |    |
|               |               | スポーツ活動奨励事業<br>(少年団活動費助成)<br><br>スポーツ活動に伴うバス借上料への補助 | 上ノ国町 |    |
|               |               | スポーツ活動奨励事業<br>(団体等活動費助成)<br><br>全道・全国大会へ出場時の交通費を補助 | 上ノ国町 |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の最上位計画である第6次上ノ国町総合計画のほか、上ノ国町創生総合戦略、上ノ国町強靭化計画、上ノ国町公共施設等総合管理計画を策定しています。

上ノ国町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、本計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

人口がピーク時であった昭和35年頃には、同程度の規模の集落が横並びで、中心市街地の形成はありませんでした。その後、役場庁舎や郵便局などの官公庁舎の老朽化により、移転先を二級河川天野川河口の沖積平野で、JR駅にも近い大留地区に建設したことに伴い、次第に市街地が形成され、平成6年には駅前地区商店街の形成で商業サービス機能が集約され、周辺に住宅が建設されるようになりました。

本町には、現在20の町内会がありますが、少子高齢化の影響による人口減少や若年層の都市圏流失が続いているほか、商店街がある中心部に人口が集中し、結果として過疎地域の中に都市と地方が生じています。

このような状況から、町土の均衡ある発展が最も望ましい姿であることを再認識し、地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取り組みを推進していく必要があります。

#### ① 生活環境の整備

- ア 人口の自然動態や社会動態のほか、超高齢化に伴う高齢者の施設入所等により、適正な維持管理がされずに放置されている空き家が急増している状況にあります。周辺環境に悪影響を与えることや周辺住民に被害が及ぶ可能性もあることから、早急に空き家の有効活用や危険空き家対策を進める必要があります。
- イ 町内会単位で生活改善センターなどコミュニティ施設が整備されていますが、施設等の老朽化が進んでおり、今後は統廃合に加え、大規模改修や長寿命化改修、建て替えなどの検討が必要あります。また、地域住民のふれあいの場、活動の場として、適正な施設の維持管理に努めるとともに、施設整備を図る必要があります。
- ウ 少子高齢化の影響による人口減少に伴い、廃校となった学校や閉所となった保育所など、利用していない公共施設が多数存在しています。遊休財産の外部への情報提供を行うとともに、町有財産の有効活用・利用促進を積極的に推進していく必要があります。

#### ② 住民参画のコミュニティ活動の推進

- ア 住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、共に考え、住民自身が積極的に参画することのできる仕組みづくりが必要あります。そのためには開かれた行政の推進が必要であり、広報・広聴活動の充実を図り、住民の意見やアイディアを取り入れたまちづくりを推進していく必要があります。
- イ ともに助け合い、安心して暮らせる地域づくりを推進するため、コミュニティの重要性などの啓発を行い、地域活動や地域行事への参加を促進する必要があります。地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成に向け、ボランティア団体の育成を含めた、地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取り組みを推進していく必要があります。

## (2) その対策

### 重要業績評価指標

- 空き家の有効活用・解体 5年間で40件
- 町有財産の利活用 5年間で2件
- 活動延べ人数 5年間で40,000人

#### ① 生活環境の整備

##### ア 生活環境の整備（空き家対策の推進）

空き家の実態把握に努め、所有者の空き家に対する適正な管理や意識向上を促すとともに、空き家の有効活用の推進や安全性の低下した危険空き家対策に努めます。

(ア) 空き家の実態把握に努め、所有者に対して空き家の適正管理や意識向上を促すとともに、空き家の有効活用や危険空き家対策を推進します。

##### イ 生活環境の整備（コミュニティ施設の整備）

地域住民のふれあいの場や活動の場として、老朽化したコミュニティ施設の整備を推進するとともに、既存施設の維持管理に努めます。

(ア) 地域住民のふれあいの場、活動の場として、施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化したコミュニティ施設の整備を推進します。

##### ウ 生活環境の整備（町有財産の利活用）

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に努めるとともに、遊休財産の外部への情報提供等を行い、有効活用・利用促進に努めます。

(ア) 町有財産の適正な維持管理に努め、遊休財産の外部への情報提供を行い、施設等の有効活用・利用促進を推進します。

#### ② 住民参画のコミュニティ活動の推進

##### ア 住民参画のコミュニティ活動の推進（協働のまちづくりに向けた住民参画の仕組みづくり）

住民の多種多様なニーズによる課題に対応し、住民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、住民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりを進めます。

##### イ 住民参画のコミュニティ活動の推進（広報・広聴活動の充実）

広報誌やホームページを活用し、情報の共有に努めるとともに、住民の意見やアイディアを取り入れるため、広聴活動等を進めます。

##### ウ 住民参画のコミュニティ活動の推進（コミュニティ意識の高揚）

コミュニティの重要性、活動の状況等についての啓発を行い、地域活動をはじめ、各種行事への参加を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供に努めます。

##### エ 住民参画のコミュニティ活動の推進（町内会活動の活性化）

ともに助け合い、安心して暮らせる地域づくりに向けた自主的活動を支援します。

(ア) 町内会が取り組む美化活動や住民意識の高揚に資する活動等について交付金を交付します。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                    | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|-------------------------|------|----|
| 9 集落の整備       | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 |                         |      |    |
|               | 集落整備              | 町内会活性化事業<br>自治会の各活動への補助 | 上ノ国町 |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の最上位計画である第6次上ノ国町総合計画のほか、上ノ国町創生総合戦略、上ノ国町強靭化計画、上ノ国町公共施設等総合管理計画を策定しています。

上ノ国町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、本計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ① 歴史文化の保存・継承・活用の推進

- ア 本町は、貴重な文化財が多数存在することから、行政・住民・関係機関と連携した適正な保存・活用が必要あります。また、老朽化した上之国館調査整備センター等の施設整備や出土品の保存修理など、保存環境の整備や恒久的な保存を実施し、一般公開や歴史講座などを連携して行うことにより、文化財の普及啓発を図っていく必要があります。
- イ 輝かしい歴史と伝統を有することから、これらを後世に継承していくことが本町の役目であります。地域の歴史や文化の集成や調査を実施し、継続して「上ノ国町史」の編さん等を行い、歴史文化の継承を推進していく必要があります。
- ウ 本町は、少子高齢化や都市圏への人口流失による人口減少が進み、将来的な史跡の保存活用を支える人的・経済的な支援の先細りが予想されるため、従来の歴史的な価値だけではなく、今後は自然的な要素も加味した魅力を伝え、史跡に関わる人を増加させ、史跡の保存活用に取り組む体制づくりを強化していく必要があります。
- エ 天の川河口に点在する国指定史跡の花沢館跡と勝山館跡を総合的に整備、活用するため「史跡上之国館跡（花沢館跡・勝山館跡）整備基本計画」を令和3年度に策定する予定であります。この基本計画に基づき、散策路やサイン等の整備を実施し、史跡上之国館跡の活用を図るほか、洲崎館跡や花沢館跡などの発掘調査を継続して実施することにより、史跡上之国館跡などの中世の歴史文化の普及啓発を行っていく必要があります。

## (2) その対策

### 重要業績評価指標

- 文化財施設の入場者数 5年間で1,000人増
- 歴史講座参加者数 5年間で750人

#### ① 歴史文化の保存・継承・活用の推進

- ア 歴史文化の保存・継承・活用の推進（文化財施設の整備と活用の充実）
  - 展示収蔵施設等の整備検討や既存施設の活用を図ります。
  - (ア) 老朽化している上之国館調査整備センターの改修を行い、考古資料、民俗資料、歴史資料の公開や歴史講座を開講し、文化財の普及啓発を図ります。
  - (イ) 重要文化財北海道上之国勝山館跡出土品の恒久的な保存と併せて公開・普及を行うことを目的として、保存修理や展示環境の整備を行います。
- イ 歴史文化の保存・継承・活用の推進（歴史文化の保存と活用）
  - 指定・未指定の文化財に関わらず、文化財の周辺に所在する自然環境を含んだ歴史文化の適正な保存・活用を進めるとともに、その普及に努めます。
    - また、地域の歴史文化の魅力を説明するガイド団体の育成・支援を図り、町内はもとより、町外へ向けた歴史文化の普及・活用に努めます。
  - (ア) 北海道に現存している民家で最古とされる重要文化財旧笹浪家住宅の一般公開及び利活用を実施し、周辺の歴史的建造物を含めた普及・啓発の取り組みを図ります。
  - (イ) 歴史文化を次世代へ継承するため、行政・住民・外部機関等が連携した体制を強化して適正な保存活用を図ります。
  - (ウ) 史跡上之国館跡・勝山館跡ガイダンス施設の一般公開及び利活用を推進するため、発掘調査や整備事業を行います。
- ウ 歴史文化の保存・継承・活用の推進（歴史文化の継承）
  - 町民一人ひとりが地域の歴史や文化を振り返り、それらを後世に継承するため、町内に点在する歴史文化の集成及び調査を取り進め、「上ノ国町史」の編さん等を行い、歴史文化の継承に努めます。
  - (ア) 住民一人ひとりが地域の歴史や文化を振り返り、それらを後世に継承するため、町内に点在する歴史文化の集成及び調査を取り進め、上ノ国町史の編さんをし、歴史文化の継承を行います。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|--|------|----|
| 10 地域文化等の振興等  | (1) 地域文化振興施設      |  |      |    |
|               | その他               | 上ノ国館調査整備センター施設整備事業<br>基本設計、実施設計<br>整備工事、外構工事   | 上ノ国町 |    |
|               |                   | 史跡上之国館跡保存整備活用事業<br>基本設計、実施設計<br>花沢館跡・勝山館跡の整備工事 | 上ノ国町 |    |
|               | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 |  |      |    |
|               | 地域文化振興            | 文化財普及啓発事業<br>発掘調査体験等の文化財普及啓発活動の実施              | 上ノ国町 |    |
|               |                   | 重要文化財勝山館跡出土品保存修理事業<br>重要文化財の保存・修復の実施           | 上ノ国町 |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町の最上位計画である第6次上ノ国町総合計画のほか、上ノ国町創生総合戦略、上ノ国町強靭化計画、上ノ国町公共施設等総合管理計画を策定しています。

上ノ国町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、本計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

#### ① 新エネルギーの導入促進

ア 全国でも屈指の風力発電の適地とされ、陸上風力発電施設の建設が着々と進められており、地球環境に優しい風力発電の普及と町税収入の増収のため、町としても協力して推進する必要があります。

イ 地球温暖化につながる温室効果ガスの排出をゼロにする「脱炭素社会」の実現に向か、CO<sub>2</sub>削減に貢献できるとともに大きな経済効果が期待される檜山沖洋上風力発電事業について、全面的に協力して推進していく必要があります。また、洋上風力の優位性や課題を地域住民に理解していただくよう、適切に情報提供を実施していく必要があります。

ウ 令和元年度に檜山海域における洋上風力の建設に関する各種情報共有のほか、その必要性や課題等を相互に議論、協議することを目的として、檜山管内洋上風力連絡協議会（所属機関：江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・奥尻町・今金町・せたな町・八雲町・檜山振興局・ひやま漁業協同組合・ハートランドフェリー株式会社）を発足しました。

令和2年度には、規約改正を行い、洋上風力事業の円滑な導入を推進することを追加するとともに、協議会の名称を「檜山管内洋上風力事業推進協議会」にしました。

本協議会では、各専門分野の講師による講演を実施するなど、風力発電に係る理解を深め、事業の推進に向けて協議が行われています。また、本町では、住民に対する理解促進セミナー及び意見交換会の開催を予定していましたが、新型コロナウィルス感染症の影響で延期となり、今後の感染状況を注視しつつ、再度開催を検討していきます。

## (2) その対策

### 重要業績評価指標

- 風力発電施設（大型） 5年間で10基

#### ① 新エネルギーの導入促進

##### ア 新エネルギーの導入促進（新エネルギーの活用）

自然環境を生かした陸上・海上風力発電等による環境負荷の少ない自然エネルギー活用と検討を進めます。

(ア) 風力発電等の地域の特性を生かした新エネルギーを有効に活用するとともに、新たな利点を有するエネルギー開発の検討と研究に努め、実証・開発プロジェクトの誘致・集積など関係機関と連携し、関連施策を推進します。

## 過疎地域持続的発展特別事業一覧表

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分         | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容      | 事業主体                      | 備考           |
|-----------------------|--------------------|-----------|---------------------------|--------------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業  |           |                           |              |
|                       |                    | 移住・定住     | 移住・定住促進事業<br>住宅リフォーム補助事業  | 上ノ国町<br>上ノ国町 |
|                       |                    | 地域間交流     | 友好市町村ふれあい交流事業             | 上ノ国町         |
|                       |                    |           |                           |              |
| 2 産業の振興               | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 |           |                           |              |
|                       |                    | 第1次産業     | 沿岸漁業振興特別対策事業<br>(さけ・ます対策) | 上ノ国町         |
|                       |                    |           | 沿岸漁業振興特別対策事業<br>(漁場調査等)   | 上ノ国町         |
|                       |                    |           | 沿岸漁業振興特別対策事業<br>(種苗放流)    | 上ノ国町         |
|                       |                    |           | 中間育成施設運営事業                | 上ノ国町         |
|                       |                    | 商工業・6次産業化 | 労働対策事業<br>(若年者等雇用奨励助成)    | 上ノ国町         |
|                       |                    |           | 商工団体補助金事業<br>(経営改善普及)     | 商工会          |
|                       |                    |           | 商工団体補助金事業<br>(特產品等販路開拓)   | 商工会          |
|                       |                    | 観光        | 観光団体補助金事業<br>(エゾ地の火まつり)   | 実行委員会<br>※1  |
|                       |                    |           | 観光団体補助金事業<br>(観光協会補助)     | 観光協会         |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保     | (9) 過疎地域持続的発展特別事業  |           |                           |              |
|                       |                    | 公共交通      | 交通企画事業<br>(生活交通路線維持)      | 民間           |
|                       |                    |           | 交通企画事業<br>(ハイヤー運営事業費補助)   | 民間           |
| 5 生活環境の整備             | (7) 過疎地域持続的発展特別事業  |           |                           |              |
|                       |                    | 危険施設撤去    | 町有財産解体事業                  | 上ノ国町         |

## 過疎地域持続的発展特別事業一覧表

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                           | 事業主体                       | 備考 |
|-------------------------------|-------------------|--------------------------------|----------------------------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 |                                |                            |    |
|                               |                   | 児童福祉 放課後児童健全育成事業               | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 高齢者・障害者福祉 老人クラブ連合会助成事業         | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 精神障害者対策事業                      | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 小児慢性特定疾患患者等通院交通費助成事業           | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 健康づくり がん対策推進事業                 | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 脳ドック検診推進事業                     | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 予防接種事業                         | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 母子保健活動事業<br>(妊婦健診・交通費助成)       | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 母子保健活動事業<br>(産後健診費用助成)         | 上ノ国町                       |    |
| 7 医療の確保                       | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 |                                |                            |    |
|                               |                   | 自治体病院 町立診療所運営事業<br>(地域医療支援)    | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 地域医療推進事業<br>(救急医療啓発普及)         | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 民間病院 地域医療推進事業<br>(脳疾患救急搬送特別支援) | 上ノ国町<br>江差町<br>厚沢部町<br>乙部町 |    |
|                               |                   | その他 乳幼児等医療費支給事業                | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 特定不妊治療費助成事業                    | 上ノ国町                       |    |
|                               |                   | 地域医療推進事業<br>(道南ドクターヘリ運航)       | 上ノ国町                       |    |

## 過疎地域持続的発展特別事業一覧表

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容   | 事業主体                                 | 備考 |
|---------------|-------------------|--|--------------------------------------|----|
| 8 教育の振興       | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 |  |                                      |    |
|               | 義務教育              | 給食費補助金交付事業<br>(小学校)<br>給食費補助金交付事業<br>(中学校)<br>学校管理運営事業<br>(小学校支援員・介助員)<br>学校管理運営事業<br>(中学校支援員) | 上ノ国町<br>上ノ国町<br>上ノ国町<br>上ノ国町         |    |
|               | 高等学校              | 幼小中高連携教育推進事業<br>(生徒海外派遣)<br>幼小中高連携教育推進事業<br>(通学費助成)<br>幼小中高連携教育推進事業<br>(学力向上推進)                | 上ノ国町<br>上ノ国町<br>上ノ国町                 |    |
|               | 生涯学習・<br>スポーツ     | 生涯学習推進事業<br>英語指導助手招致事業<br>スポーツ活動奨励事業<br>スポーツ活動奨励事業<br>(少年団活動費助成)<br>スポーツ活動奨励事業<br>(団体等活動費助成)   | 上ノ国町<br>上ノ国町<br>上ノ国町<br>上ノ国町<br>上ノ国町 |    |
| 9 集落の整備       | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 |  |                                      |    |
|               | 集落整備              | 町内会活性化事業   | 上ノ国町                                 |    |
| 10 地域文化等の振興等  | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 |  |                                      |    |
|               | 地域文化振興            | 文化財普及啓発事業<br>重要文化財勝山館跡出土品保存修理事業  | 上ノ国町<br>上ノ国町                         |    |

※1

地域の持続的発展に向けて、イベントを継続的に開催するとともに、道内外に効果的に情報発信することで、町の知名度向上、さらには交流人口の拡大や地域の活性化につながるなど、その効果は将来に及ぶものである。

